

第3章 各種資料

1. 委員長談話

(知事選挙告示日)

福岡県知事選挙が本日告示され、4月12日に投票が行われます。

今回の知事選挙は、国、地方を通じて、人口減少対策、地方創生が喫緊の課題となり、地方公共団体の果たす役割がますます重要になる中で、今後の県政のあり方を方向づける極めて大きな意義を有するものであります。

有権者のみなさんは、今回の選挙の意義及び地方自治の重要性について十分に認識され、候補者の政見をよく見極められて、これからの県政を託するにふさわしい代表者を選んでいただきたいと思います。

また、当日の投票が困難な方は、期日前投票ができますので、今回から一部の大学内にも投票所が設置されているところでもあり、積極的な投票をお願いします。

候補者におかれては、その政見を十分有権者に訴えられるとともに、選挙のルールを厳守され、違反のない明るい選挙を実現し、有権者の信頼と期待に応えられますよう切望いたします。

平成27年3月26日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

(福岡県議会議員一般選挙告示日)

福岡県議会議員一般選挙が本日告示され、来る4月12日には福岡県知事選挙と福岡県議会議員一般選挙が同時に行われます。

知事と県議会は、ともに住民の代表機関であり、県政を推進する上で重要な地位と役割を有しております。

また、現在、国、地方を通じて、人口減少対策、地方創生が喫緊の課題となっており、地方公共団体の役割がますます重要になっております。

このような中で行われる、知事選挙及び県議会議員選挙は、今後の県政のあり方を方向づける極めて重要な意義を有するものであります。

選挙管理委員会では、今回から、知事選挙に加え、県議会議員選挙においても選挙公報を発行することとしております。

有権者のみなさんは、候補者の政見をよく見極められ、主権者として自覚ある一票を投じていただきますようお願いいたします。

また、候補者におかれては、その政見を十分有権者に訴えられるとともに、選挙のルールを厳守され、違反のない明るい選挙を実現し、有権者の信頼と期待に応えられますよう切望いたします。

平成27年4月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

(投票日)

本日は、福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙の投票日です。

選挙は、民主主義の根幹をなすものであり、また、地方公共団体における選挙は、住民が身近な地方政治に対してその意思を表明する最も重要かつ基本的な機会であります。

今回の選挙は、国、地方を通じて、人口減少対策、地方創生が喫緊の課題となり、地方公共団体の役割がますます重要になる中で、今後の県政のあり方を方向づける大きな意義を持つものであります。

有権者のみなさんにおかれては、どうか今回の選挙の意義を十分認識され、候補者の政見をよく見極められた上で、県政を託すべき代表者を選ぶために、一人の棄権者もなく投票をされるよう切望いたします。

また、最近の選挙では投票率が低いと言われている若い世代の方々には、主権者としての自覚をもって、積極的に投票されることを期待します。

平成27年4月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

2. 選挙をきれいにする国民運動福岡県本部声明

平成27年4月12日と26日に第18回統一地方選挙が執行されます。

地方選挙は、住民が身近な地方政治に対して意思を表明する最も重要かつ基本的な機会であり、地方自治の基盤をなすものであります。

しかしながら、近年の低投票率、とりわけ若年層の投票率が低いことは憂慮すべきものであり、また依然として繰り返される選挙違反行為は、誠に遺憾であります。

今、我が国の多くの自治体が、人口減少問題や厳しい財政状況に直面しています。それぞれが新たな自治のあり方を模索しており、そのような状況の中で行われる地方選挙は、今後の地方自治の方向性を決定づけるものとして、より一層重要性を増しています。

言うまでもなく、選挙は民主主義の基盤をなすものであります。民主主義の健全な発展のためには、買収・供応等の悪質な選挙犯罪をはじめ、一切の選挙違反を排除し、選挙が明るくきれいに行われることが不可欠であります。

そこで、「選挙をきれいにする国民運動福岡県本部」は、今回の統一地方選挙において、有権者並びに候補者及び政党その他の政治団体に対し、次のことを強く要望します。

- 1 有権者は、地方自治の重要性について十分に認識し、候補者の政見や政策を見極め、情実や利害等にとらわれることなく、主権者として自覚ある投票をすること。
- 2 候補者及び政党その他の政治団体は、政見や政策を十分有権者に訴え、選挙のルールを遵守した正しい選挙運動を展開すること。
- 3 有権者並びに候補者及び政党その他の政治団体は、選挙の公正を害する行為を厳に慎み、買収、供応、寄附の強要等の悪質な選挙犯罪をはじめ、一切の選挙違反を排除し、明るくきれいな選挙の実現に努めること。

平成27年3月26日

選挙をきれいにする国民運動福岡県本部

本部長 藤井 克己

(福岡県選挙管理委員会委員長)

本部員 土持 敏裕

(福岡地方検察庁検事正)

本部員 吉田 尚正

(福岡県警察本部長)

本部員 遠矢 浩司

(西日本新聞社編集局長)

本部員 伊藤 重行

(福岡県明るい選挙推進協議会会長)

本部員 石原 廣士

(福岡県都市選挙管理委員会連合会会長)

3. 事務日程表

- 1 この日程表は、福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙の管理執行に係る事務のうち、主要なものについてその概要を記載したものです。
- 2 この日程表に用いた法令名等は次のとおり省略しています。

法	……………	公職選挙法（昭和25年法律第100号）
令	……………	公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）
規	……………	公職選挙法事務取扱規程（平成12年福岡県選挙管理委員会告示第50号）
程	……………	公職選挙法事務取扱規程（平成12年福岡県選挙管理委員会告示第50号）
運	……………	公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会告示第41号）
規	……………	公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会告示第41号）
放	……………	政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）
臨	……………	政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）
特	……………	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成26年法律第125号）
法	……………	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成26年法律第125号）
臨	……………	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）
特	……………	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）
令	……………	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）
自	……………	地方自治法（昭和22年法律第67号）
治	……………	地方自治法（昭和22年法律第67号）
法	……………	地方自治法（昭和22年法律第67号）
条	……………	福岡県議会議員及び福岡県知事選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例（平成7年福岡県条例第2号）
例	……………	福岡県議会議員及び福岡県知事選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例（平成7年福岡県条例第2号）
公	……………	福岡県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成26年福岡県条例第42号）
報	……………	福岡県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成26年福岡県条例第42号）
条	……………	福岡県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成26年福岡県条例第42号）
例	……………	福岡県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成26年福岡県条例第42号）

○県知事・県議選挙 主要事務日程表

月日	知			事		
	県	市(区)町村	根拠法令	処理事項	根拠法令	根拠法令
3・25	水	告示	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙執行計画の決定 ○委員会開会(委員会提出事項の議決) ○臨時選挙計画の決定及び実施 ■選挙管理委員会の現届等の整備(改正・告示) ○告示 ○事務分限の作成、選挙事務の委嘱 ○選挙長及び同職務代理人の選任準備 ○投票用紙、封筒等の印刷発送、印刷物の作成、発送 ○啓票、郵送等証明書類の作成・印刷 ○政治活動用(確認団体)交付物等、証明書類の作成 ○各種告示等、通知案の作成 ○選挙公営書類の準備 ○取締機関、報道機関との協議・打合せ ○他記取扱い問題への依頼・通知 ○政見放送事務打合せ 	<ul style="list-style-type: none"> 法6① 法75、各80 	<ul style="list-style-type: none"> 1 法273 法6① 32 法14②2④、 選規10022 令11①2 	<ul style="list-style-type: none"> 自治法180の3
3・25	水	告示	<ul style="list-style-type: none"> ■個人派議員等公営施設等の指定報告の受理及び告示 ○ポスター一括示場設置場所の報告の受理 ○市区町村選挙管理委員会委員・書記長会議の開催 ○立候補予定者選挙区別報告書、立候補交付物(関係証明書類)の整備 ○確認団体説明会の開催 ○確認団体申請書類事前審査、交付準備 ○指定区域等における不在者投票の事務指導(説明会の開催) ○選挙運動に関する支出金額の制限額算定 ○指定投票区の指定等の通知の受理(該当する場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 法16⑤⑥① 法49 令127 法194 令28② 令55②① 	<ul style="list-style-type: none"> 法48の2、令19①7 法49、令第5章 法48の2②③法37、 令24 法48の2②③法38 法37、令24 法51、令67 法38 令31 法161 令118、令19② 8 法56、 自治法245の1① 法37⑦、令25② 	<ul style="list-style-type: none"> 法22②、 令22①

■告示関係 ○県への報告関係

確認	県			市(区)町村		
	処理事項	根拠法令	根拠法令	処理事項	根拠法令	根拠法令
確認	<ul style="list-style-type: none"> ○市区選挙書記長会議の開催 ○県議立候補届出書類事前審査(地方書記等) ○県議選挙公営施設関係 	<ul style="list-style-type: none"> 法22②、 令22① 	<ul style="list-style-type: none"> 法22②、 令22① 	<ul style="list-style-type: none"> ※告示日前の処理事項は知事選挙と同様。ただし、選挙人名簿に係る事務については、処理を行なうべき日が異なるため注意 ①選挙場所の告示(3月31日まで) ②選挙時整頓(4月2日) 	<ul style="list-style-type: none"> 法22②、 令22① 	<ul style="list-style-type: none"> 法22②、 令22①

○県知事・県議選挙 主要事務日程表

月	日	知			事		
		逆算日	県	市(区)町村	処	理	事
4・4	土	8	根拠法令	根拠法令	処	理	事
4・4	土	8	根拠法令	根拠法令	処	理	事
4・5	日	7		4, 6 法41①	<繰上投票の投票所告示期限(県選挙と同時)> (該当する場合)		
4・6	月	6			○期日前投票者数(4月5日までの分)の報告		
4・7	火	5		4, 6 法41① 15, 17 法38	<投票所の告示期限(県選挙と同時)> <繰上投票の投票所告示期限(県選挙と同時)> (該当する場合)		
4・8	水	4		令59の34①	○期日前投票者数(4月5日までの分)の報告		
4・9	木	3		法60④⑥ 法76(法62①) 法76(法62②)	<補立候補品出期日> <選挙立会人届出期日> ○選挙立会人決定のくじ		
4・10	金	2		法56、規程18② 法150、規程18	<繰上投票期日(関係市区町村)選挙の受理)> ○政見放送最末日		
4・11	土	1		法129	<選挙運動最末日>		

■告示関係 ◎県への報告関係

確認	確認	県			市(区)町村		
		議	会	議	議	事	項
確認	確認	議	会	議	事	項	項
確認	確認	議	会	議	事	項	項
○選挙運動の期間前に掲示された候補者の氏名等が記載されているポスターの撤去命令(その都度)	○選挙公報の校正・印刷(4月5日まで)	法201の14②		法175②	○期日前投票所・不在者投票記録所内の氏名等掲示開始 ○期日前投票及び不在者投票の受付開始(選挙期日の前日(4月11日)まで) ○期日前投票所及び投票箱の閉鎖(当該期日前投票所を設ける期間中毎日) ○期日前投票の投票箱の鍵を封印する投票立会人の指定及び封印(当該期日前投票所を設ける期間中毎日) ○期日前投票所における投票録の作成(当該期日前投票所を設ける期間中毎日) ○選挙運動の期間前に掲示された候補者の氏名等が記載されているポスターの撤去命令(その都度)	根拠法令	根拠法令
				4, 6 法41①	<繰上投票の投票所告示期限(知事選挙と同時)> (該当する場合) ○公署施設使用月の個人前説会開始		
				選規23①	○選挙公報受領・配布(福岡市は4月10日、福岡市以外は4月11日まで) (選挙期日の前日まで)		
				4, 6 法41① 15, 17 法38	<投票所の告示期限(知事選挙と同時)> <繰上投票の投票立会人の選任及び通知期限(知事選挙と同時)> (該当する場合)		
				令59の34①	<郵便等投票の投票用紙等交付請求最末日> ○投・開票速報最速リハーサル(4月9日まで)		
				法60④⑥ 令59の36④⑤ 15, 17 法38 19 令27 24, 25 法62②④⑧ 令70の2	<補立候補品出期日> <選挙立会人届出期日(地方事務所等)> <選挙立会人届出期日(地方書記室)> ○選挙立会人決定のくじ(地方書記室)		
				法56、規程18② 法150、規程18	<繰上投票期日(関係市区町村)選挙の受理)>		
				法129	<選挙運動最末日>		
				法48の2、法49 法270の2、各第5章 法170①、選規32	<期日前投票・不在者投票最末日>		
				27 法48の2②(法55) 令49の10 法175①、令32 令28①	<選挙公報配布完了期限(福岡市以外)> ○期日前投票者数(4月10日までの分)及び当日有権者見込数の集計への報告 ○期日前投票の投票箱、投票箱の鍵、投票録及び選挙人名簿の抄本等の選挙管理委員会への送致(当該期日前投票所を設ける期間の末日に) ○投票所の設備、投票所内の氏名等の掲示準備 ○選挙人名簿又はその抄本の投票管理者への送付(投票所を設ける期間中)		

○県知事・県議選挙 主要事務日程表

月	日	知 事				県 議			
		逆 算 日	処 理 事 項	根拠法令	処 理 事 項	根拠法令	式 様	根拠法令	
4	12	日	0	<p>投票日</p> <p>開票日</p> <p>○投票所を設けた場所の人口から300m未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 閉鎖命令</p> <p>○投票、開票の中間及び結果の速報受理、集計、発表、総務省への報告</p>	<p>法132</p> <p>法134④</p> <p>規程18</p> <p>令60、令61</p> <p>法54、法55</p> <p>規程20</p> <p>法487②②(法55)</p> <p>令497①0</p> <p>法66、法70、 規程32</p>	<p>投票日</p> <p>開票日</p> <p>○投票所を設けた場所の人口から300m未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令</p> <p>○投票、開票の中間及び結果の速報受理、集計、発表、総務省への報告</p>	<p>法132</p> <p>法134④</p> <p>規程18</p> <p>令60、令61</p> <p>法54、法55</p> <p>規程20</p> <p>法487②②(法55)</p> <p>令497①0</p> <p>法66、法70、 規程32</p>		
4	13	月	-1	<p>○開票結果の審査受理(4月14日まで)</p>	<p>法66③</p> <p>規程33</p>	<p>○開票結果の報告(4月14日まで)</p>	<p>法66③</p> <p>規程33</p>		
4	14	火	-2	<p>○開票結果の集計</p> <p>○選挙会の準備</p>					
4	15	水	-3	<p>○選挙会の開催及び選挙結果の集計等への送致</p> <p>○選挙長から当選人の決定等の報告(県選挙会) 管あて)</p> <p>○当選人への当選の告知</p> <p>■当選人の住所及び氏名の告示</p> <p>○当選人への当選証書の付与</p> <p>○当選証書付与の報告(総務大臣宛て)</p>	<p>法80、令65</p> <p>法101②3④</p> <p>法101②3②</p> <p>法101②3②</p> <p>法105</p> <p>法108①</p>	<p>○選挙事務の整理、報告</p>	<p>法108①</p>		
4	16	木	-4	<p>○選挙結果の整理</p>					
4	27	月	-15	<p><選挙運動費用に関する収支報告書の提出期限(第1回分)></p>	<p>法189</p>				

■告示関係 ○県への報告関係

確認	期	県 議				市 区) 町 村			
		逆 算 日	処 理 事 項	根拠法令	処 理 事 項	根拠法令	式 様	根拠法令	
			<p>投票日</p> <p>開票日</p> <p>○投票所を設けた場所の人口から300m未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令</p> <p>○投票、開票の中間及び結果の速報受理、集計、発表、総務省への報告</p> <p>○選挙結果の審査受理(4月14日まで)</p> <p>○選挙会開催(地方書記室)</p> <p>○当選人への当選の告知(12、13日開催選挙会分)(地方書記室)</p> <p>■当選人の住所及び氏名の告示(12、13日開催選挙会分)</p> <p>○当選人に当選証書の付与(12、13日開催選挙会分)(地方書記室)</p> <p>○開票結果の集計</p> <p>○選挙会開催(地方書記室)</p> <p>○当選人への当選の告知(14日開催選挙会分)(地方書記室)</p> <p>■当選人の住所及び氏名の告示(14日開催選挙会分)</p> <p>○当選人に当選証書の付与(14日開催選挙会分)(地方書記室)</p> <p>○選挙長から当選人の決定等の報告(県選挙会) 管あて)</p>	<p>法132</p> <p>法134④</p> <p>規程18、規程32</p> <p>法80</p> <p>法66③</p> <p>規程33</p> <p>法80</p> <p>法101②3②</p> <p>法101②3②</p> <p>法101②3②</p> <p>法105</p> <p>法80</p> <p>法101②3②</p> <p>法101②3②</p> <p>法105</p> <p>法101②3①</p> <p>法108①</p>	<p>投票日</p> <p>開票日</p> <p>○投票所を設けた場所の人口から300m未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令</p> <p>○投票、開票の中間及び結果の速報受理、集計、発表、総務省への報告</p> <p>○開票結果の報告(4月13日午前10時までに関係市へ、市区部は4月14日まで) に県へ)</p> <p>○選挙事務の整理、報告</p>	<p>法132</p> <p>法134④</p> <p>規程18</p> <p>令60、令61</p> <p>法54、法55</p> <p>規程20</p> <p>法487②②(法55)</p> <p>令497①0</p> <p>法66、法70、 規程32</p> <p>法66③</p> <p>規程33</p>			
			<p><選挙運動費用に関する収支報告書の提出期限(第1回分)></p>	<p>法189</p>					

4. 福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙臨時啓発事業の実施について（通知）

このことについて、当委員会では、きれいな選挙の推進、投票参加の呼びかけ及び選挙制度の周知を重点に、別紙計画書に基づき各種の啓発事業を実施することとしております。

つきましては、貴委員会におかれましても、下記の事項に留意の上、地域の実情に即した有効かつ適切な啓発事業計画を作成し、その推進に鋭意努力されるようお願いいたします。

記

第1 重点事項

1 きれいな選挙の推進

他人等の意見に惑わされず、候補者の主義・主張を十分見極めて、積極的に自覚ある投票をするように呼びかけること。

選挙の正しいルールを周知徹底させ、買収・供応等の悪質な選挙違反を一掃し、選挙人の自由な意思で投票することができるようにすること。

2 投票参加の推進

選挙は、主権者たる国民が政治に参加する最も重要で基本的な手段であり、投票に参加することは、主権者たる国民の権利であるとともに、民主政治の健全な発展に欠くことができないものであることを周知徹底させ、選挙人がこぞって投票するよう呼びかけること。

また、近年、各種選挙において投票率が依然として低い水準にあることから、特に若年層の選挙人に対する意識の高揚に努めること。

第2 実施事業

1 福岡県が行う事業

別紙「福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙臨時啓発事業計画(案)」のとおり。

2 市区町村が行う事業

各市区町村においては、効果的な事業計画を作成し、特に次の事業を重点的に実施することにより、きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけるとともに、選挙期日及び選挙制度の周知を行うこと。

- (1) 広報車による巡回広報
- (2) 街頭宣伝活動等による広報
- (3) チラシ等の啓発資材の配布
- (4) ポスター等の掲示及び広告塔、横断幕等の掲出
- (5) 広報誌紙・広報番組・庁内放送等による広報
- (6) バス等の交通機関への広告の掲出
- (7) 選挙関連情報のホームページへの掲載
- (8) 有線放送・ケーブルテレビによる呼びかけ等、地域の実情に即した事業による広報

第3 啓発標語（県）

今回の選挙において当委員会が使用する啓発標語は、次のとおりである。
 なお、啓発効果をより高めるため、各市区町村における啓発事業の実施に当たっては、できる限り当委員会の標語と同一のものを使用することが望ましいこと。

<標語> 「これからの福岡県のために、私たちができる第一歩。」

第4 啓発用物資

1 当委員会が作成する啓発用物資については、次のとおり市区町村への送付を予定しているものであること。

(1) 啓発用物資送付予定

啓発用物資名	送付予定日	備考（配布数等）
啓発チラシ (B4)	3月30日 (公報配布)	500部梱包 各市区町村の希望部数に準じて配布
広報車用テープ (カセットテープ又はCD-R)	3月16日 (物資配布)	「期日前用」と「投票日当日用」2種 各市区町村の希望部数に準じて配布
啓発ポスター (B1縦、B2縦、B3横)	3月18日頃 (業者直送)	B1:5～15部 B2:5～30部 B3:30部～200部 程度 各市区町村の希望部数に準じて配布
懸垂幕	3月23日頃 (業者直送)	各市区町村庁舎及び支所 各1本ずつ (希望がなかった支所等を除く)

2 啓発用物資の利用について

- (1) 啓発用物資は、基本的に告示日以降に使用するものであること。
- (2) チラシについては、各世帯や公共施設等への配布のほか、街頭啓発等の啓発イベントでの配布等に活用すること。
- (3) 広報車用テープについては、広報車を効果的に巡回させることにより、広く選挙期日の周知が図られるよう努めること。
- (4) ポスターについては、各市区町村の庁舎、公共施設、繁華街等の選挙人の目につきやすい場所に掲出するほか、貴管内所在の大学等へ送付するなど適宜行うこと。
- (5) 懸垂幕については、各市区町村の本庁舎、支所等に掲出すること。

5. 臨時啓発事業の概要

	事業の種類	事業の概要	実施期間
1	懸垂幕の掲出による啓発	選挙期日等を記載した懸垂幕を県及び市区町村庁舎に掲出。	平成27年3月26日 ～4月12日
2	啓発チラシの作製・配布	啓発チラシを作製し、各世帯等に配布。	平成27年3月30日 選挙公報と併せて 各市区町村へ配付
3	ポスター掲示による啓発	選挙期日・啓発標語等を記載したポスターを県・市区町村の庁舎内等に掲示。	平成27年3月26日 ～4月12日 各市区町村へ配布
4	交通広告による啓発	公共交通機関において中吊り広告及び駅貼り広告を掲出。 ①九州旅客鉄道、②西日本鉄道(バス含む)、 ③福岡市営地下鉄、④北九州モノレール、 ⑤甘木鉄道、⑥筑豊電気鉄道、⑦平成筑豊鉄道	平成27年3月27日 ～4月12日
5	新聞広告による啓発	選挙期日の当日、5紙(朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞、西日本新聞)に全3段モノクロの広告を掲載。	平成27年4月12日
6	ホームページによる啓発	臨時啓発ホームページを開設。	平成27年3月26日 ～4月12日
7	インターネットによる啓発	インターネット(Yahoo!JAPAN)バナー広告を実施(PC版・スマートフォン版)。	平成27年3月30日 ～4月12日
8	コンビニATMにおける啓発	ATMの上部に設置されるデジタルサイネージに広告を掲出(県内のファミリーマートを中心に約165店舗で実施。)	平成27年3月26日 ～4月12日
9	アナウンスによる啓発	市区町村で使用する広報車用啓発テープ及びCD-Rを作製し配布。	平成27年3月26日 ～4月12日
		各駅構内及び百貨店でのアナウンスを実施。	
		県庁舎及び各総合庁舎でのアナウンスを実施。	
10	県広報媒体利用による啓発	県の広報媒体を活用した広報の実施(テレビ・ラジオ)。	平成27年3月26日 ～4月12日
11	福岡ソフトバンクホークス主催試合における啓発	投票推進リーダーの高田里穂さんによる始球式、ホークスビジョンやドーム内モニターを使用した啓発等。	平成27年4月2日
12	サンプリングによる啓発	県内主要地域において、駅前などでサンプリングを実施。 また、県内で初めて大学内に期日前投票所を設置する近畿大学及び九州工業大学(飯塚市)において、サンプリングを実施。	平成27年4月4日 ～4月10日
13	市に対する委託事業	市に対し臨時啓発事業を委託。	
14	ご当地めいすいくん「あまおうめいすいくん」による啓発	明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」のご当地キャラクターとして「あまおうめいすいくん」を作製し、チラシ、ポスター、ホームページなどに使用し、明るい選挙をPR。	

6. 選挙長事務を取り扱う場所等に関する調

(イ) 県知事選挙

選挙長事務を取り扱う場所	選挙会を開催する場所	同左日時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室 ただし、平成27年3月26日午前8時30分から 午前10時までは、 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁地下2号会議室	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁特1会議室	平成27年4月15日 午前11時

(ロ) 県議会議員一般選挙

選挙区名	選挙長事務を取り扱う場所	選挙会を開催する場所	同左日時
北九州市門司区	北九州市門司区清滝一丁目1番1号 北九州市門司区役所内 北九州市門司区選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午後5時までは 北九州市門司区清滝一丁目1番1号 北九州市門司区役所3階大会議室	北九州市門司区高田一丁目20番1号 門司体育館	平成27年4月12日 午後9時15分
北九州市小倉北区	北九州市小倉北区大手町1番1号 北九州市小倉北区役所内 北九州市小倉北区選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午後5時までは 北九州市小倉北区大手町1番1号 北九州市小倉北区役所西棟5階503会議室	北九州市小倉北区三郎丸三丁目4番1号 小倉北体育館	平成27年4月12日 午後9時15分
北九州市小倉南区	北九州市小倉南区若園五丁目1番2号 北九州市小倉南区役所内 北九州市小倉南区選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午後5時までは 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号 北九州市小倉南区役所4階特A会議室	北九州市小倉南区日の出町二丁目5番1号 小倉南体育館	平成27年4月12日 午後9時15分
北九州市若松区	北九州市若松区浜町一丁目1番1号 北九州市若松区役所内 北九州市若松区選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午後5時までは 北九州市若松区浜町一丁目1番1号 北九州市若松区役所3階303会議室	北九州市若松区古前一丁目1番1号 若松体育館	平成27年4月12日 午後9時15分
北九州市八幡東区	北九州市八幡東区中央一丁目1番1号 北九州市八幡東区役所内 北九州市八幡東区選挙管理委員会事務局	北九州市八幡東区中央一丁目1番1号 北九州市八幡東区役所内	平成27年4月13日 午前10時
北九州市八幡西区	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 北九州市八幡西区役所内 北九州市八幡西区選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午後5時までは 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 北九州市八幡西区役所6階602会議室	北九州市八幡西区の場町1番2号 の場池体育館	平成27年4月12日 午後9時15分

(ロ) 県議会議員一般選挙

選挙区名	選挙長事務を取り扱う場所	選挙会を開催する場所	同左日時
北九州市戸畑区	北九州市戸畑区千防一丁目1番1号 北九州市戸畑区役所内 北九州市戸畑区選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午後5時までは 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号 北九州市戸畑区役所2階指導室A	北九州市戸畑区小芝一丁目8番20号 飛幡中学校体育館	平成27年4月12日 午後9時15分
福岡市東区	福岡市東区箱崎二丁目54番1号 福岡市東区役所内 福岡市東区選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時30分までは 福岡市東区箱崎二丁目54番1号 福岡市東区役所別館講堂	福岡市東区箱崎二丁目52番1号 福岡リーセントホテル芙蓉の間	平成27年4月14日 午前10時
福岡市博多区	福岡市博多区博多駅前二丁目9番3号 福岡市博多区役所内 福岡市博多区選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時30分までは 福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号 福岡市博多区保健福祉センター2階集団指導室	福岡市博多区博多駅前二丁目9番3号 福岡市博多区役所3階応接室	平成27年4月14日 午前10時
福岡市中央区	福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区役所内 福岡市中央区選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時30分までは 福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区役所4階第2会議室	福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区役所4階第2会議室	平成27年4月14日 午前10時
福岡市南区	福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区役所内 福岡市南区選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時30分までは 福岡市南区塩原三丁目25番3号 福岡市南区保健福祉センター1階講堂	福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区役所2階大会議室	平成27年4月14日 午前10時
福岡市城南区	福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号 福岡市城南区役所内 福岡市城南区選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時30分までは 福岡市城南区鳥飼五丁目2番25号 福岡市城南保健所2階会議室4	福岡市城南区鳥飼五丁目2番25号 福岡市城南保健所2階会議室4	平成27年4月14日 午前10時
福岡市早良区	福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区役所内 福岡市早良区選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時30分までは 福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区役所2階応接室	福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区役所2階応接室	平成27年4月14日 午前10時
福岡市西区	福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区役所内 福岡市西区選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時30分までは 福岡市西区内浜一丁目4番39号 福岡市西市民センター3階第2会議室	福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区役所3階B会議室	平成27年4月14日 午前10時

(ロ) 県議会議員一般選挙

選挙区名	選挙長事務を取り扱う場所	選挙会を開催する場所	同左日時
大牟田市	大牟田市有明町二丁目3番地 大牟田市役所内 大牟田市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 大牟田市有明町二丁目3番地 大牟田市役所北別館4階第1会議室	大牟田市宝坂町二丁目86番地 大牟田市民体育館	平成27年4月12日 午後9時10分
久留米市	久留米市城南町15番地3 久留米市役所内 久留米市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 久留米市城南町15番地3 久留米市役所3階303会議室	久留米市東櫛原町173番地 久留米総合スポーツセンター県立体育館	平成27年4月12日 午後9時30分
直方市	直方市殿町7番1号 直方市役所内 直方市選挙管理委員会事務局（5階504会議室） ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 直方市殿町7番1号 直方市役所5階502会議室	直方市殿町7番1号 直方市役所5階502会議室	平成27年4月13日 午前9時
飯塚市・嘉穂郡	飯塚市新立岩5番5号 飯塚市役所内 飯塚市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 飯塚市新立岩5番5号 飯塚市役所本庁4階入札室	飯塚市新立岩5番5号 飯塚市役所本庁2階201・202会議室	平成27年4月13日 午後1時
田川市	田川市中央町1番1号 田川市役所内 田川市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午後5時までは 田川市中央町1番1号 田川市役所4階第2委員会室	田川市大字伊田2550番地1 田川市総合体育館	平成27年4月12日 午後9時
柳川市	柳川市本町87番地1 柳川市役所内 柳川市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 柳川市本町87番地1 柳川市役所柳川庁舎第4委員会室	柳川市本町53番地1 柳川市民体育館大競技場（メイン・アリーナ）	平成27年4月12日 午後9時
八女市・八女郡	八女市本町647番地 八女市役所内 八女市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午後5時までは 八女市本町647番地 八女市役所2階202会議室	八女市本町647番地 八女市役所2階202会議室	平成27年4月13日 午後2時
筑後市	筑後市大字山ノ井898番地 筑後市役所内 筑後市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 正午までは 筑後市大字山ノ井898番地 筑後市役所第3委員会室	筑後市大字羽犬塚232番地 羽犬塚小学校体育館	平成27年4月12日 午後9時15分

(口) 県議会議員一般選挙

選挙区名	選挙長事務を取り扱う場所	選挙会を開催する場所	同左日時
大川市・三瀬郡	大川市大字酒見256番地1 大川市役所内 大川市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 大川市大字酒見256番地1 大川市役所第1委員会室	大川市大字酒見256番地1 大川市役所第1委員会室	平成27年4月14日 午前10時
行橋市	行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所内 行橋市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所東棟5階505会議室	行橋市大字今井3759番地 行橋市民体育館	平成27年4月12日 午後9時20分
中間市	中間市中間一丁目1番1号 中間市役所内 中間市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前11時までは 中間市中間一丁目1番1号 中間市役所本館3階第4会議室	中間市蓮花寺三丁目1番5号 中間市体育文化センター	平成27年4月12日 午後9時
小郡市・三井郡	小郡市小郡255番地1 小郡市役所内 小郡市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 小郡市小郡255番地1 小郡市役所北別館2階大会議室	小郡市小郡255番地1 小郡市役所北別館2階大会議室	平成27年4月14日 午前10時
筑紫野市	筑紫野市二日市西一丁目1番1号 筑紫野市役所内 筑紫野市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 筑紫野市二日市西一丁目1番1号 筑紫野市役所第3別館14会議室	筑紫野市二日市西一丁目1番1号 筑紫野市役所第3別館14会議室	平成27年4月13日 午前10時
春日市	春日市原町三丁目1番地5 春日市役所内 春日市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午後5時までは 春日市原町三丁目1番地5 春日市役所2階大会議室	春日市大谷六丁目28番地 市民スポーツセンター2階競技場	平成27年4月12日 午後9時
大野城市	大野城市曙町二丁目2番1号 大野城市役所内 大野城市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 大野城市曙町二丁目2番1号 大野城市役所新館4階429会議室	大野城市白木原三丁目11番1号 大野中学校体育館	平成27年4月12日 午後9時
宗像市	宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市役所内 宗像市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市役所201会議室	宗像市須恵一丁目4番1号 宗像勤労者体育センター	平成27年4月12日 午後9時

(ロ) 県議会議員一般選挙

選挙区名	選挙長事務を取り扱う場所	選挙会を開催する場所	同左日時
太宰府市	太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市役所内 太宰府市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前11時までは 太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市役所4階404会議室	太宰府市五条四丁目9番1号 太宰府中学校体育館	平成27年4月12日 午後9時
古賀市	古賀市駅東一丁目1番1号 古賀市役所内 古賀市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 正午までは 古賀市駅東一丁目1番1号 古賀市役所第2庁舎5階501・502・503会議室	古賀市中央二丁目13番1号 古賀市民体育館	平成27年4月12日 午後9時
福津市	福津市中央一丁目1番1号 福津市役所内 福津市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 福津市中央一丁目1番1号 福津市役所福間庁舎2階大会議室	福津市西福間二丁目9番1号 福間体育センター	平成27年4月12日 午後9時
うきは市	うきは市吉井町新治316番地 うきは市役所内 うきは市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは うきは市吉井町新治316番地 うきは市役所302会議室	うきは市吉井町983番地1 うきは市ムラおこしセンター	平成27年4月12日 午後9時
宮若市・鞍手郡	宮若市宮田29番地1 宮若市役所内 宮若市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午後5時までは 宮若市宮田29番地1 宮若市役所本庁102会議室	宮若市宮田29番地1 宮若市役所101会議室	平成27年4月13日 午後1時30分
嘉麻市	嘉麻市上臼井446番地1 嘉麻市役所内 嘉麻市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 嘉麻市上臼井446番地1 嘉麻市碓井住民センター大ホール	嘉麻市上臼井446番地1 嘉麻市碓井住民センター大ホール	平成27年4月12日 午後9時20分
朝倉市・朝倉郡	朝倉市菩提寺412番地2 朝倉市役所内 朝倉市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 朝倉市菩提寺412番地2 朝倉市役所別館会議室	朝倉市菩提寺412番地2 朝倉市役所301会議室	平成27年4月14日 午前10時
みやま市	みやま市瀬高町小川5番地 みやま市役所内 みやま市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは みやま市瀬高町小川5番地 みやま市役所4階第2会議室	みやま市瀬高町下庄801番地1 みやま市瀬高体育センター	平成27年4月12日 午後9時30分

(ロ) 県議会議員一般選挙

選挙区名	選挙長事務を取り扱う場所	選挙会を開催する場所	同左日時
糸島市	糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所内 糸島市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前11時までは 糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所本庁舎新館4階404会議室	糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所本庁舎新館4階404会議室	平成27年4月13日 午前10時
筑紫郡	春日市原町三丁目1番地5 春日市役所内 春日市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午後5時までは 春日市原町三丁目1番地5 春日市役所2階大会議室	春日市原町三丁目1番地5 春日市役所4階406会議室	平成27年4月13日 午前10時30分
糟屋郡	古賀市駅東一丁目1番1号 古賀市役所内 古賀市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 正午までは 古賀市駅東一丁目1番1号 古賀市役所第2庁舎5階501・502・503会議室	古賀市駅東一丁目1番1号 古賀市役所第2庁舎3階303会議室	平成27年4月14日 午前10時
遠賀郡	中間市中間一丁目1番1号 中間市役所内 中間市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前11時までは 中間市中間一丁目1番1号 中間市役所本館3階第4会議室	中間市中間一丁目1番1号 中間市役所本館3階第2会議室	平成27年4月14日 午前10時
田川郡	田川市中央町1番1号 田川市役所内 田川市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午後5時までは 田川市中央町1番1号 田川市役所4階第2委員会室	田川市中央町1番1号 田川市役所4階第2委員会室	平成27年4月14日 午後1時30分
京都郡	行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所内 行橋市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所東棟5階505会議室	行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所東棟5階501会議室	平成27年4月14日 午前10時
築上郡・豊前市	豊前市大字吉木955番地 豊前市役所内 豊前市選挙管理委員会事務局 ただし、平成27年4月3日午前8時30分から 午前10時までは 豊前市大字吉木955番地 豊前市役所3階第1会議室	豊前市大字吉木955番地 豊前市役所3階第1会議室	平成27年4月14日 午前10時

7. 選挙当日有権者見込数に関する調(知事・県議)

(1/2)

市区町村名	(a) 選挙時登録者数			(b) (a)以降の登録者数			(c) (a)以降の抹消者数			(d) 失格者数			(e) 当日有権者見込数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
門司区	39,170	47,437	86,607	0	0	0	74	60	134	299	228	527	38,797	47,149	85,946
小倉北区	69,455	80,175	149,630	1	0	1	106	111	217	1,038	685	1,723	68,312	79,379	147,691
小倉南区	81,323	91,818	173,141	0	0	0	101	120	221	960	703	1,663	80,262	90,995	171,257
若松区	32,425	37,159	69,584	0	0	0	70	53	123	245	137	382	32,110	36,969	69,079
八幡東区	27,256	31,976	59,232	0	0	0	51	40	91	231	166	397	26,974	31,770	58,744
八幡西区	97,850	111,815	209,665	0	0	0	151	163	314	900	642	1,542	96,799	111,010	207,809
戸畑区	23,015	25,919	48,934	0	0	0	29	24	53	266	114	380	22,720	25,781	48,501
*北九州市計	370,494	426,299	796,793	1	0	1	582	571	1,153	3,939	2,675	6,614	365,974	423,053	789,027
東区	111,775	121,100	232,875	0	0	0	67	69	136	2,602	1,920	4,522	109,106	119,111	228,217
博多区	85,128	91,835	176,963	0	0	0	111	86	197	2,336	1,647	3,983	82,681	90,102	172,783
中央区	64,591	84,944	149,535	0	0	0	68	75	143	960	890	1,850	63,563	83,979	147,542
南区	93,383	109,748	203,131	0	0	0	77	83	160	1,028	819	1,847	92,278	108,846	201,124
城南区	46,369	53,254	99,623	0	0	0	30	20	50	514	397	911	45,825	52,837	98,662
早良区	79,197	91,406	170,603	0	0	0	47	48	95	1,623	1,500	3,123	77,527	89,858	167,385
西区	74,011	84,152	158,163	0	0	0	54	43	97	1,503	1,096	2,599	72,454	83,013	155,467
*福岡市計	554,454	636,439	1,190,893	0	0	0	454	424	878	10,566	8,269	18,835	543,434	627,746	1,171,180
大牟田市	45,567	55,590	101,157	0	0	0	37	44	81	396	325	721	45,134	55,221	100,355
久留米市	114,068	130,848	244,916	0	0	0	190	195	385	1,534	1,022	2,556	112,344	129,631	241,975
直方市	21,803	25,686	47,489	0	0	0	21	30	51	129	95	224	21,653	25,561	47,214
飯塚市	49,790	57,332	107,122	0	0	0	55	42	97	472	266	738	49,263	57,004	106,267
田川市	18,396	22,241	40,637	0	0	0	24	42	66	106	82	188	18,266	22,117	40,383
柳川市	26,666	30,570	57,236	0	0	0	14	19	33	198	186	384	26,454	30,365	56,819
八女市	25,857	29,855	55,712	0	0	0	26	21	47	136	116	252	25,695	29,718	55,413
筑後市	18,379	20,677	39,056	0	0	0	28	18	46	134	109	243	18,217	20,550	38,767
大川市	14,230	16,087	30,317	0	0	0	40	38	78	152	162	314	14,038	15,887	29,925
行橋市	27,791	31,236	59,027	0	0	0	28	26	54	250	183	433	27,513	31,027	58,540
豊前市	10,208	11,942	22,150	0	0	0	7	7	14	74	80	154	10,127	11,855	21,982
中間市	16,796	19,968	36,764	0	0	0	26	24	50	114	91	205	16,656	19,853	36,509
小郡市	21,943	25,106	47,049	0	0	0	26	20	46	240	184	424	21,677	24,902	46,579
筑紫野市	38,308	43,254	81,562	0	0	0	45	42	87	518	366	884	37,745	42,846	80,591
春日市	41,657	45,836	87,493	0	0	0	53	53	106	1,235	1,107	2,342	40,369	44,676	85,045
大野城市	36,958	40,945	77,903	0	0	0	45	49	94	582	451	1,033	36,331	40,445	76,776
宗像市	36,739	41,815	78,554	0	0	0	51	40	91	309	254	563	36,379	41,521	77,900
太宰府市	26,955	30,411	57,366	0	0	0	36	45	81	307	228	535	26,612	30,138	56,750
古賀市	22,043	24,688	46,731	0	0	0	24	35	59	236	185	421	21,783	24,468	46,251
福津市	22,161	25,971	48,132	0	0	0	35	31	66	361	359	720	21,765	25,581	47,346
うきは市	11,930	13,770	25,700	0	0	0	10	13	23	71	55	126	11,849	13,702	25,551
宮若市	11,198	12,983	24,181	0	0	0	15	16	31	67	48	115	11,116	12,919	24,035
嘉麻市	15,651	18,806	34,457	0	0	0	23	17	40	97	67	164	15,531	18,722	34,253
朝倉市	21,417	24,727	46,144	0	0	0	23	29	52	145	114	259	21,249	24,584	45,833
みやま市	15,338	17,884	33,222	0	0	0	21	17	38	39	47	86	15,278	17,820	33,098
糸島市	37,802	42,898	80,700	0	0	0	283	247	530	49	21	70	37,470	42,630	80,100
那珂川町	18,547	20,054	38,601	0	0	0	45	23	68	233	171	404	18,269	19,860	38,129
市部計	1,674,599	1,923,864	3,598,463	1	0	1	2,222	2,155	4,377	22,456	17,167	39,623	1,649,922	1,904,542	3,554,464
郡部計	253,059	281,179	534,238	0	0	0	358	331	689	2,290	1,574	3,864	250,411	279,274	529,685
県計	1,927,658	2,205,043	4,132,701	1	0	1	2,580	2,486	5,066	24,746	18,741	43,487	1,900,333	2,183,816	4,084,149

市区町村名	(a) 選挙時登録者数			(b) (a)以降の登録者数			(c) (a)以降の抹消者数			(d) 失格者数			(e) 当日有権者見込数 (e)=(a)+(b)-(c)-(d)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
*筑紫郡	18,547	20,054	38,601	0	0	0	45	23	68	233	171	404	18,269	19,860	38,129
宇美町	14,505	15,630	30,135	0	0	0	35	33	68	155	96	251	14,315	15,501	29,816
磯原町	11,779	12,896	24,675	0	0	0	6	6	12	122	91	213	11,651	12,799	24,450
志免町	16,814	18,682	35,496	0	0	0	20	18	38	174	136	310	16,620	18,528	35,148
須恵町	10,437	11,079	21,516	0	0	0	12	10	22	50	28	78	10,375	11,041	21,416
新宮町	10,638	11,522	22,160	0	0	0	8	11	19	116	83	199	10,514	11,428	21,942
久山町	3,143	3,488	6,631	0	0	0	0	1	1	12	11	23	3,131	3,476	6,607
*糟屋郡	16,926	17,594	34,520	0	0	0	46	35	81	206	169	375	16,674	17,390	34,064
糟屋町	84,242	90,891	175,133	0	0	0	127	114	241	835	614	1,449	83,280	90,163	173,443
戸屋町	5,745	6,083	11,828	0	0	0	5	2	7	124	69	193	5,616	6,022	11,638
水巻町	11,240	13,042	24,282	0	0	0	31	30	61	88	57	145	11,121	12,955	24,076
岡垣町	12,127	14,169	26,296	0	0	0	28	22	50	77	54	131	12,022	14,093	26,115
遠賀町	7,652	8,539	16,191	0	0	0	0	3	3	55	48	103	7,597	8,488	16,085
*遠賀郡	36,764	41,843	78,607	0	0	0	64	57	121	344	228	572	36,356	41,558	77,914
小竹町	3,225	3,742	6,967	0	0	0	1	5	6	31	21	52	3,193	3,716	6,909
鞍手町	6,656	7,530	14,186	0	0	0	22	13	35	19	12	31	6,615	7,505	14,120
*鞍手郡	9,881	11,272	21,153	0	0	0	23	18	41	50	33	83	9,808	11,221	21,029
桂川町	5,347	6,236	11,583	0	0	0	8	16	24	43	24	67	5,296	6,196	11,492
*葦穂郡	5,347	6,236	11,583	0	0	0	8	16	24	43	24	67	5,296	6,196	11,492
筑前町	11,234	12,663	23,897	0	0	0	13	11	24	24	55	128	11,148	12,597	23,745
東峰村	910	1,110	2,020	0	0	0	0	0	0	3	0	3	906	1,110	2,016
*朝倉郡	12,144	13,773	25,917	0	0	0	14	11	25	76	55	131	12,054	13,707	25,761
大刀洗町	5,912	6,514	12,426	0	0	0	7	8	15	38	37	75	5,867	6,469	12,336
*三井郡	5,912	6,514	12,426	0	0	0	7	8	15	38	37	75	5,867	6,469	12,336
大木町	5,344	6,105	11,449	0	0	0	3	6	9	36	29	65	5,305	6,070	11,375
*三浦郡	5,344	6,105	11,449	0	0	0	3	6	9	36	29	65	5,305	6,070	11,375
広川町	7,546	8,317	15,863	0	0	0	4	7	11	55	39	94	7,487	8,271	15,758
*八女郡	7,546	8,317	15,863	0	0	0	4	7	11	55	39	94	7,487	8,271	15,758
香春町	4,527	5,386	9,913	0	0	0	7	5	12	40	15	55	4,480	5,366	9,846
添田町	4,224	4,916	9,140	0	0	0	3	6	9	24	8	32	4,197	4,902	9,099
糸田町	3,622	4,241	7,863	0	0	0	4	6	10	24	10	34	3,594	4,225	7,819
川崎町	6,835	8,151	14,986	0	0	0	18	17	35	51	31	82	6,766	8,103	14,869
大任町	2,053	2,456	4,509	0	0	0	4	4	8	19	17	36	2,030	2,437	4,467
赤村	1,303	1,520	2,823	0	0	0	0	5	6	2	0	2	1,300	1,515	2,815
福智町	9,148	10,615	19,763	0	0	0	7	17	24	52	34	86	9,089	10,564	19,653
*田川郡	31,712	37,285	68,997	0	0	0	44	58	102	212	115	327	31,456	37,112	68,568
畑田町	14,064	14,525	28,589	0	0	0	5	6	11	155	84	239	13,904	14,435	28,339
みやこ町	8,244	9,456	17,700	0	0	0	4	3	7	41	28	69	8,199	9,425	17,624
*京都郡	22,308	23,981	46,289	0	0	0	9	9	18	196	112	308	22,103	23,860	45,963
吉富町	2,563	2,980	5,543	0	0	0	3	1	4	33	25	58	2,527	2,954	5,481
上毛町	3,010	3,471	6,481	0	0	0	1	1	2	28	27	55	2,981	3,443	6,424
薬上町	7,739	8,457	16,196	0	0	0	6	2	8	111	65	176	7,622	8,390	16,012
*薬上郡	13,312	14,908	28,220	0	0	0	10	4	14	172	117	289	13,130	14,787	27,917
市部	1,674,599	1,923,864	3,598,463	1	0	1	2,222	2,155	4,377	22,456	17,167	39,623	1,649,922	1,904,542	3,554,464
郡部	253,059	281,179	534,238	0	0	0	358	331	689	2,290	1,574	3,864	250,411	279,274	529,685
県計	1,927,658	2,205,043	4,132,701	1	0	1	2,580	2,486	5,066	24,746	18,741	43,487	1,900,333	2,183,816	4,084,149

8. 選挙結果確定報告による各種報告調

(1) 選挙人名簿登録者数に関する調

(単位：人)

区分	市 区			町 村			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
知 事 (3/25現在)	1,675,964	1,925,153	3,601,117	253,326	281,433	534,759	1,929,290	2,206,586	4,135,876
県 議 (4/2現在)	1,674,599	1,923,864	3,598,463	253,059	281,179	534,238	1,927,658	2,205,043	4,132,701

(2) 有権者数、投票者数、棄権者数及び投票率に関する調

(イ) 知事

(単位：人)

区分	市 区			町 村			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
選挙当日 の有権者数	1,649,922	1,904,542	3,554,464	250,411	279,274	529,685	1,900,333	2,183,816	4,084,149
投票者数	628,543	746,684	1,375,227	98,715	112,764	211,479	727,258	859,448	1,586,706
棄権者数	1,021,379	1,157,858	2,179,237	151,696	166,510	318,206	1,173,075	1,324,368	2,497,443
投票率	38.10	39.21	38.69	39.42	40.38	39.93	38.27	39.36	38.85

(ロ) 県議

(単位：人)

区分	市 区			町 村			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
選挙当日 の有権者数	1,329,047 (320,875)	1,534,968 (369,574)	2,864,015 (690,449)	173,683 (76,728)	194,521 (84,753)	368,204 (161,481)	1,502,730 (397,603)	1,729,489 (454,327)	3,232,219 (851,930)
投票者数	526,443	631,888	1,158,331	75,293	87,823	163,116	601,736	719,711	1,321,447
棄権者数	802,604	903,080	1,705,684	98,390	106,698	205,088	900,994	1,009,778	1,910,772
投票率	39.61	41.17	40.44	43.35	45.15	44.30	40.04	41.61	40.88

備考 () は外書きで無投票の選挙区に係る有権者数

(3) 候補者の届出に関する調

区分 選挙の別	立候補届出期間中に届出をした候補者数			左記の期間中に却下され死亡又は辞退したとみなされた者の数 (B)			立候補届出締切日現在における候補者の数 (A)-(B) (C)	立候補届出締切日経過後に却下され死亡又は辞退したとみなされた者の数 (D)			補充立候補届出期間中に届出をした候補者の数 (E)			差引合計 (C)-(D)+(E) (F)
	自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計 (A)	却下	死亡	辞退		却下	死亡	辞退	自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計	
知事	2	0	2				2					0	2	
県議	131	0	131				131					0	131	

備考 本表の「辞退」には、辞したものとみなされた場合を含む。

(4) 党派別男女別新現元別候補者数に関する調

・党派別男女別候補者数

党派別 男女別 選挙の別	自由民主党	民主党	公明党	維新の党	日本共産党	次世代の党	社会民主党	生活の党と山本太郎となかまたち	日本を元気にする会	新党改革	太陽の党	諸派	無所属	計	諸派の内訳	
	知事												2	2		
	県議	44	17	10	5	7		1					4	29	117	福岡県農政連3 みんなの改革福岡1
	2	3	1		5								3	14		
	46	20	11	5	12		1					4	32	131		

・党派別新現元別候補者数

党派別 新現元別 選挙の別	自由民主党	民主党	公明党	維新の党	日本共産党	次世代の党	社会民主党	生活の党と山本太郎となかまたち	日本を元気にする会	新党改革	太陽の党	諸派	無所属	計	諸派の内訳	
	知事												1	1		
	県議	8	4	1	5	10		1					3	22	54	福岡県農政連2 みんなの改革福岡1
	38	16	10									1	9	74	福岡県農政連1	
					2								1	3		
	46	20	11	5	12		1					4	32	131		

(5) 職業別候補者数に関する調

選挙の別	職業別	教育家	宗教家	商業	工業	農林業	水産業	弁護士(弁理士を含む)	会士(税理士を含む)	医師(歯科医を含む)	薬剤師	著述業	出版業	記者	会員(重役を含む)	政党员	団役員	その他の職業	無職	合計
知事								1										1		2
県議					3					1					18	4	5	78	22	131

(6) 年齢別候補者数に関する調

知事	30才以上 35才未満		35才以上 40才未満		40才以上 45才未満		45才以上 50才未満		50才以上 55才未満		55才以上 60才未満		60才以上 65才未満		65才以上 70才未満		70才以上	合計		
									1								1		2	
最高年齢 65才 最低年齢 46才 平均年齢 56才 (平均年齢算出の基礎となった全候補者の年齢の総計 111才)																				
県議	25才以上 30才未満		30才以上 35才未満		35才以上 40才未満		40才以上 45才未満		45才以上 50才未満		50才以上 55才未満		55才以上 60才未満		60才以上 65才未満		65才以上 70才未満		70才以上	合計
		1	5	10	14	20	16	27	23	12	3	131								
	最高年齢 81才 最低年齢 29才 平均年齢 53才 (平均年齢算出の基礎となった全候補者の年齢の総計 6,929才)																			

(7) 党派別男女別新現元別当選人数に関する調

・党派別男女別当選人数

党派別	自由民主党	民主党	公明党	維新の党	日本共産党	次世代の党	社会民主党	生活の党と山本太郎となかまたち	日本を元気にする会	新党改革	太陽の党	諸派	無所属	計	諸派の内訳
知事	男												1	1	
	女													0	
	計												1	1	
県議	男	40	14	10								2	11	77	福岡県農政連2
	女	2	3	1		2							1	9	
	計	42	17	11		2						2	12	86	

・党派別新現元別当選人数

党派別	自由民主党	民主党	公明党	維新の党	日本共産党	次世代の党	社会民主党	生活の党と山本太郎となかまたち	日本を元気にする会	新党改革	太陽の党	諸派	無所属	計	諸派の内訳
知事	新													0	
	現												1	1	
	元													0	
	計												1	1	
県議	新	5	(2)3	1								1	(1)3	13	福岡県農政連1
	現	(2)37	(1)14	(1)10								1	8	70	福岡県農政連1
	元					(2)2							1	3	
	計	42	17	11		2						2	12	86	

備考 () は内書きで女性の当選人数

(8) 職業別当選人数に関する調

職業別	教育家	宗教家	商業	鉱工業	農林業	水産業	弁護士	会士(弁理士を含む)	会士(税理士を含む)	医師(歯科医を含む)	薬剤師	著述業	出版業	記者	会社員(重役を含む)	政党役員	団体役員	その他の職業	無職	合計
知事																		1		1
県議					1					1					5	1	1	70	7	86

(9) 年齢別当選人数に関する調

知事	30才以上 35才未満	35才以上 40才未満	40才以上 45才未満	45才以上 50才未満	50才以上 55才未満	55才以上 60才未満	60才以上 65才未満	65才以上 70才未満	70才以上	合計	
								1		1	
当選人の年齢 65才											
県議	25才以上 30才未満	30才以上 35才未満	35才以上 40才未満	40才以上 45才未満	45才以上 50才未満	50才以上 55才未満	55才以上 60才未満	60才以上 65才未満	65才以上 70才未満	70才以上	合計
	1	2	6	4	14	11	18	20	8	2	86
最高年齢 81才 最低年齢 29才 平均年齢 55才 (平均年齢算出の基礎となった全候補者の年齢の総計 4,689才)											

(10) 党派別得票数に関する調

(イ) 知事

	自由民主党	民主党	公明党	維新の党	日本共産党	次世代の党	社会民主党	生活の党と山本太郎となかまたち	日本を元気にする会	新党改革	太陽の党	諸派	無所属	計	諸派の内訳
市区													1,339,238	1,339,238	
町村													205,859	205,859	
計													1,545,097	1,545,097	

(ロ) 県議

	自由民主党	民主党	公明党	維新の党	日本共産党	次世代の党	社会民主党	生活の党と山本太郎となかまたち	日本を元気にする会	新党改革	太陽の党	諸派
市区	458,669.781	188,011.330	153,650.128	34,335.000	93,639.758							2,554.000
町村	60,200.000	9,084.000	19,524.000	3,781.000			3,526.000					12,016.000
計	518,869.781	197,095.330	173,174.128	38,116.000	93,639.758		3,526.000					14,570.000

	無所属	計	諸派の内訳
市区	198,413.000	1,129,272.997	みんなの改革福岡2,554
町村	50,716.000	158,847.000	福岡県農政連12,016
計	249,129.000	1,288,119.997	

(11) 落選人に関する調

区分 選挙の別	定数 (A)	候補者数 (B)	定数に対する候補者数の比率 (B/A)倍	落選人数 (C+D)	落選人数の内訳		
					法第95条第1項ただし書の法定得票数に達した者の数 (C)	法第95条第1項ただし書の法定得票数に達しない者の数 (D)	左記(D)欄の落選人のうち法第93条第1項の得票数に達しない者の数
知事	1	2	2.0	1	1		
県議	86	131	1.5	45	45		

(12) 無投票当選の件数及び選挙区に関する調

区分 選挙の別	選挙区数	無投票の選挙区数	当 選 人														
			自由民主党	民主党	公明党	維新の党	日本共産党	次世代の党	社会民主党	生活の党と山本太郎と なかまたち	日本を元気にする会	新党改革	太陽の党	諸派	無所属	計	
知事																	
県議	45	16	13	2										2	3	20	
摘要	北九州市八幡東区(1)、直方市(1)、柳川市(1)、筑後市(1)、大川市・三潴郡(1)、小郡市・三井郡(1)、筑紫野市(2)、宗像市(2)、福津市(1)、うきは市(1)、朝倉市・朝倉郡(2)、みやま市(1)、糸島市(2)、筑紫郡(1)、京都郡(1)、築上郡・豊前市(1)																

備考 「摘要」欄は、議員の選挙についての無投票選挙区名及び当該選挙区の定数

(13) 投票総数、有効投票数及び無効投票数等に関する調

区分 選挙の別	投票総数 (A)	有効投票数 (B)	無効投票数 (C)	無効投票率 (C/A×100)%
知事	1,586,658	1,545,097	41,561	2.62
県議	1,321,411	1,288,120	33,291	2.52

(14) 有効投票に関する調

区分	法第68条の2第1項以外の投票数 (A)	法第68条の2第2項によって按分した投票数						いずれの候補者にも属さないもの (C)	合計 (A+B+C)
		按分したものの総数 (B)	左記の内訳				按分の際に切捨てたもの		
			氏名を記載したもの	氏を記載したもの	名を記載したもの	その他			
知事	1,544,513						584	1,545,097	
県議	1,287,565	555		555.000				1,288,120	

(15) 無効投票に関する調

区分 選挙の別	の 所定の 用紙を 用いない もの	者 の 氏名を 記載した もの	候 補者 でない 者又は 候補 者とな ることが できない もの	を 記載し たもの の	二 人以上 の候補 者の氏 名	被 選挙 権の ない 候補 者の 氏名 を記 載し たもの	候 補者 の氏 名の ほか、 他 事 を記 載し たもの	候 補者 の氏 名を 自書 しな いもの	候 補者 の何 人を 記載 した か を確 認し 難い もの	白 紙 投 票	単 に 雑 事 を 記 し た もの	単 に 記 号、 符 号 を 記 載 し た もの	合 計
知 事	0	5,700	78	0	184	0	305	25,104	5,313	4,877	41,561		
県 議	0	2,306	120	9	129	0	424	19,668	5,810	4,825	33,291		

(16) 仮投票に関する調

区分 選挙の別	市区町村別	総 数	受理したもの	受理しなかったもの
知 事	市 区	0	0	0
	町 村	1	1	0
	計	1	1	0
県 議	市 区	1	1	0
	町 村	0	0	0
	計	1	1	0

(17) 点字投票に関する調

区分 選挙の別	市区町村別	総 数	内 訳	
			有 効	無 効
知 事	市 区	306	296	10
	町 村	18	17	1
	計	324	313	11
県 議	市 区	257	244	13
	町 村	11	10	1
	計	268	254	14

(18) 代理投票に関する調

区分 選挙の別	市区町村別	総 数	投票当日投票 所における代 理投票	期日前投票所 における代理 投票
知 事	市 区	3,405	1,560	1,845
	町 村	934	361	573
	計	4,339	1,921	2,418
県 議	市 区	2,987	1,417	1,570
	町 村	819	268	551
	計	3,806	1,685	2,121

(19) 期日前投票及び不在者投票に関する調

(イ) 不在者投票用紙等の請求及び交付に関する調 (知事)

区 分	投票用紙等の請求				交 付				
	直 接		郵便等	合 計	直 接	郵 送	小 計	交付を拒絶したものの	合 計
	本 人	代理人							
選挙人の属する市区町村において不在者投票用紙を交付したものの	125 (11)	5,111 (42)	13,668 (769)	18,904 (822)	4,124	14,778 (822)	18,902 (822)	2	18,904 (822)
指定市区町村において他市区町村の船員に不在者投票用紙を交付したものの	0	0	0	0	0	0	0	0	0

() 内は内書きで郵便等投票 (法第49条第2項) 該当者数、又は船舶内での投票該当者

(ロ) 不在者投票用紙等の請求及び交付に関する調 (県議)

区 分	投票用紙等の請求				交 付				
	直 接		郵便等	合 計	直 接	郵 送	小 計	交付を拒絶したものの	合 計
	本 人	代理人							
選挙人の属する市区町村において不在者投票用紙を交付したものの	162 (19)	4,111 (32)	11,299 (638)	15,572 (689)	3,447	12,125 (689)	15,572 (689)	0	15,572 (689)
指定市区町村において他市区町村の船員に不在者投票用紙を交付したものの	0	0	0	0	0	0	0	0	0

() 内は内書きで郵便等投票 (法第49条第2項) 該当者数、又は船舶内での投票該当者

(ハ) 期日前投票者及び不在者投票者の事由に関する調 (知事・県議)

事 由 別	知事		県議	
	期日前投票をした者	不在者投票をした者	期日前投票をした者	不在者投票をした者
法第48条の2第1項 第1号該当者	210,775	464	179,487	463
法第48条の2第1項 第2号該当者	149,306	479	123,961	435
法第48条の2第1項 第3号該当者	15,854	16,431	13,555	13,195
法第48条の2第1項 第4号該当者	210	4	181	4
法第48条の2第1項 第5号該当者	850	94	590	85
法第49条第2項 該当者		811		687
うち法第49条第3項 該当者		(108)		(84)
法第49条第4項 該当者		2		2
合 計	376,995	18,285	317,774	14,871
郵便投票証明書発行件数		1,288		687

() 内は内書きで法第49条第3項 (郵便等投票の代理記載) 該当者数

(20) 不在者投票の受理、不受理に関する調

区分	市区町村別	投票管理者において受理と決定し、かつ拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合計
			開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
知事	市区	15,573	1	4	5	15,578
	町村	2,706	0	1	1	2,707
	計	18,279	1	5	6	18,285
県議	市区	12,665	0	1	1	12,666
	町村	2,203	0	2	2	2,205
	計	14,868	0	3	3	14,871

(21) 不在者投票管理者別不在者投票に関する調

区分	選挙人の属する市区町村の選管委員長に対してなしたものの	業務地又は旅行地の市区町村の選管委員長に対してなしたものの	船長に対してなしたものの	病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被害者養護老人ホームの長、国立保養所の長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業員の長に対してなしたものの	刑事施設の長又は留置施設の留置業務管理者に対してなしたものの	少年院の長又は婦人補導院の長に対してなしたものの	特定国外派遣組織の長に対してなしたものの	合計
知事	30	567	3	16,767	101	4	2	17,474
県議	25	570	3	13,497	83	4	2	14,184

(22) 特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票に関する調

都道府県名	投票用紙等の請求件数	投票用紙等の交付件数	投票者数	投票所を閉じる時刻以降に送致を受けたもの
知事	2	2	2	0
県議	2	2	2	0

(23) 投票所に使用した施設に関する調

区分	市区町村数	投票所数											借上料を要した投票所数	2階以上に設けた投票所数	
		市区役所・町村役場	支所出張所	学校幼稚園	公会堂	公民館	体育館(学校以外のもの)	集会施設	駅構内駅周辺	左記以外の公共施設	その他	計			
投票所数	市区	26 (14)	15	6	521	17	116	19	177	0	112	27	1,010	149	0
	町村	32	6	5	72	1	23	12	38	0	30	1	188	29	0
	計	72	21	11	593	18	139	31	215	0	142	28	1,198	178	0

() は外書きで、指定都市の行政区数

(24) 期日前投票所に使用した施設に関する調

区分	市区町村数	期 日 前 投 票 所 数											借上料を要した 投開票所数	2階以上に設け た投票所数	
		市区役 所・町 村役場	支 所 出張所	学 校 幼稚園	公会堂	公民館	体育館 (学校 以外の もの)	集会施 設	駅構内 駅周辺	左記以 外の公 共施設	その他	計			
期日前 投票所 数	市区	26 (14)	47	35	0	1	1	0	1	0	5	0	90	0	0
	町村	32	25	2	0	1	2	1	0	0	4	0	35	0	0
	計	72	72	37	0	2	3	1	1	0	9	0	125	0	0

() は外書きで、指定都市の行政区数

(25) 開票所に使用した施設に関する調

区分	市区町村数	投 開 票 所 数										借上料を要した 投開票所数	
		市区役 所・町 村役場	支 所 出張所	学 校 幼稚園	公会堂	公民館	体育館 (学校 以外の もの)	集会施 設	左記以 外の公 共施設	その他	計		
開 票 所 数	市区	26 (14)	2	0	5	1	0	30	1	0	1	40	7
	町村	32	6	1	2	6	6	7	1	3	0	32	1
	計	72	8	1	7	7	6	37	2	3	1	72	8

() は外書きで、指定都市の行政区数

(26) 開票区に関する調

区分	市区町村別	開票区数	と市区町村を一開票区としたもの	市区町村の区域を二以上の開票区に分けた開票区の数										町村の区域を合わせて一開票区としたもの			
				二 開 票 区 に 分 け た も の	三 "	四 "	五 "	六 "	七 "	八 "	九 "	十 以 上 "	計	二 町 村 を 合 せ た も の	三 "	四 以 上 "	計
	市区	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	町村	32	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	72	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(27) 開票の期日に関する調

区分	市区町村別	開票所総数	開票期日	
			投票の当日開票した開票所数	投票の翌日開票した開票所数
	市区	40	40	0
	町村	32	32	0
	計	72	72	0

(28) 選挙公報に関する調

区分	候補者数	公報掲載申請期限	掲載申請候補者数	印刷部数	配布すべき世帯数	印刷から配布までの所要日数			印刷所名	公報一部当たりの印刷費(用紙代を含む)	公報の規格及び頁数
						印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計			
知事	2	3月26日	2	2,483,700	2,305,375	4	13	17	株式会社西日本新聞印刷	2.13	タブロイド版2頁
県議	131	4月3日	131	2,804,000	1,888,605	4	6	10	株式会社西日本新聞印刷	5.67	タブロイド版4頁

(29) ポスター掲示場に関する調

(イ) 投票区の有権者数及び面積による区分

区分	有権者数 面積	1千人未満				1千人以上 5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人以上		計
		2Km ² 未満	2Km ² ~ 4Km ²	4Km ² ~ 8Km ²	8Km ² 以上	4Km ² 未満	4Km ² ~ 8Km ²	8Km ² 以上	4Km ² 未満	4Km ² 以上	4Km ² 未満	4Km ² 以上	
		投票所数	区	11	5	6	5	289	10	8	140	9	
	市	17	5	9	32	226	82	69	57	29	2	0	528
	町村	7	5	6	22	61	33	28	14	9	2	1	188
	計	35	15	21	59	576	125	105	211	47	4	1	1,199
掲示場設置数	区	56	30	34	28	2,033	81	75	1,121	85	0	0	3,543
	市	75	29	36	189	1,590	671	666	477	271	24	0	4,028
	町村	36	28	37	142	434	274	261	120	89	18	8	1,447
	計	167	87	107	359	4,057	1,026	1,002	1,718	445	42	8	9,018

(ロ) 形態による区分

区分	新設した掲示場数		既存のものを再使用した掲示場数		レンタル資材を使用した恒久的掲示場	計
	恒久的掲示場	恒久的掲示場以外の掲示場	恒久的掲示場	恒久的掲示場以外の掲示場		
区	0	3,543	0	0	0	3,543
市	0	2,999	0	110	919	4,028
町村	0	606	0	115	726	1,447
計	0	7,148	0	225	1,645	9,018

(30) 個人演説会の会場及びその使用度数に関する調

(イ) 会場の数

選挙の別	区分 市区町村別	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数	法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市区町村の選挙管理委員会の指定した施設の数					合計
				社 寺	農業協同組合	商 工 会議所	その他	計	
知事	市 区	1,674	31	0	0	0	711	711	2,416
	町 村	225	16	0	0	0	113	113	354
	計	1,899	47	0	0	0	824	824	2,770
県議	市 区	1,674	31	0	0	0	711	711	2,416
	町 村	225	16	0	0	0	113	113	354
	計	1,899	47	0	0	0	824	824	2,770

(ロ) 会場使用度数

選挙の別	区分 市区町村別	施設の使用度数						合計	
		法第161条第1項第1号の学校及び公民館		法第161条第1項第2号の公会堂		法第161条第1項第3号の市区町村の選挙管理委員会の指定した施設		公費負担	候補者負担
		公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担		
知事	市 区	1	0	0	0	1	0	2	0
	町 村	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	1	0	2	0
県議	市 区	64	1	31	0	149	28	244	29
	町 村	0	0	0	0	3	0	3	0
	計	64	1	31	0	152	28	247	29

(31) 不在者投票記載場所数に関する調

区分	市区町村の選管委員長が管理する不在者投票記載場所の数	左記に使用した施設の内訳			
		支所・出張所	公民館その他の公共施設	役所・役場	その他
市区	70	26	2	40	2
町村	32	0	7	25	0
計	102	26	9	65	2
その他の内訳	大学構内2 (飯塚市)				

(32) 不在者投票の終了時刻に関する調

区分	不在者投票管理者等に対してする行為の終了時刻				
	午後8時	午後7時～7時59分	午後6時～6時59分	午後5時～5時59分	計
市区	40	0	0	0	40
町村	32	0	0	0	32
計	72	0	0	0	72

(33) 期日前投票所の開閉時刻等に関する調

(イ) 期日前投票所を設けた期間

区分	期日前投票所数							
	16日間	15日間	14日間	13日間	12日間	11日間	10日間	9日間
市区	66	0	0	0	0	0	0	0
町村	32	0	0	0	0	0	0	0
計	98	0	0	0	0	0	0	0

区分	期日前投票所数								
	8日間	7日間	6日間	5日間	4日間	3日間	2日間	1日間	合計
市区	10	7	3	0	0	0	0	4	90
町村	2	0	1	0	0	0	0	0	35
計	12	7	4	0	0	0	0	4	125

(ロ) 期日前投票所の開閉時刻

開始時刻	区分	期 日 前 投 票 所 の 開 始 時 刻					合計
		午前8時30分	8時31分 ～9時30分	9時31分 ～10時30分	10時31分 ～11時30分	11時31分～	
	市 区	79	0	2	8	1	90
	町 村	35	0	0	0	0	35
	計	114	0	2	8	1	125
閉鎖時刻	区分	期 日 前 投 票 所 の 閉 鎖 時 刻					合計
		午後8時00分	7時00分 ～7時59分	6時00分 ～6時59分	5時00分 ～5時59分	～4時59分	
	市 区	69	7	0	12	2	90
	町 村	35	0	0	0	0	35
	計	104	7	0	12	2	125

(34) 指定投票区等に関する調

区分	市区町村数	開票区数	指定投票区数	指定関係投票区数
市 区	40	40	25	677
町 村	32	32	6	25
計	72	72	31	702

(35) 新聞広告に関する調

選挙の別	区分	新聞名	広告をした立候補者数	広告延回数	広告料金 (一人一回分)
知事		朝日新聞	2	2	703,414
		毎日新聞	2	2	259,890
		読売新聞	2	2	501,260
		西日本新聞	2	2	609,120
議員		朝日オリコミ西部(畿北九州営業部)	1	1	113,400
		有明新報社	2	2	21,600
		日刊大牟田新聞社	3	3	21,600
		(株)朝日広告社	1	1	172,800
		(株)飯塚毎日広告社	1	1	32,400
		(株)西部毎日広告社	5	5	142,568
		(株)ドット・コミュニケーションズ	2	2	502,524
		(株)西日本新聞広告社	20	21	237,391
		(株)西日本新聞広告社筑豊	6	6	75,600
		(株)西日本新聞総合オリコミ	1	1	8,550
		(株)福岡中央広告社	5	5	90,720
		(株)毎日メディアサービス	1	1	345,816
		(株)読売広告西部	3	3	90,000
		(有)西部エージェンシー	1	1	216,000

(36) 政見放送に関する調

知事

区分	放送局名		放送日時		放送候補者数	録画・録音の状況	
			月 日	時 間		告示前	告示後
テレビ	NHK	1回目	4月1日	6:40～ 6:53	2人	2人	
		2回目	4月9日	7:30～ 7:44	2人	2人	
	TVQ	1回目	4月2日	5:00～ 5:15	2人	2人	
		2回目	4月9日	5:00～ 5:15	2人	2人	
	KBC	1回目	4月6日	5:10～ 5:25	2人	他社録画	
ラジオ	NHK		4月3日	7:25～ 7:39	2人	2人	
			4月8日	12:30～12:44	2人	2人	
	RKB		4月4日	5:45～ 6:00	2人	他社録音	

(37) 選挙運動用自動車の使用の公営に関する調

知事

契約の種類	一般運送契約によるもの (ア)	(ア) 以外の契約によるもの				合計 (ア+オ)
		自動車の借入 (イ)	燃料供給 (ウ)	運転手の雇用 (エ)	計 (イ+ウ+エ) (オ)	
契約をした候補者数	— 人	2人	2人	2人		
延べ使用(従事)日数	— 日	34日		34日		
契約金額の総額	— 円	462,060円	249,900円	425,000円	1,136,960円	1,136,960円
基準額の総額	— 円	520,200円	249,900円	425,000円	1,195,100円	1,195,100円
請求額の総額	— 円	462,060円	133,372円	425,000円	1,020,432円	1,020,432円

県議

契約の種類	一般運送契約によるもの (ア)	(ア) 以外の契約によるもの				合計 (ア+オ)
		自動車の借入 (イ)	燃料供給 (ウ)	運転手の雇用 (エ)	計 (イ+ウ+エ) (オ)	
契約をした候補者数	1人	121人	116人	111人		
延べ使用(従事)日数	9日	945日		845日		
契約金額の総額	580,500円	13,023,948円	7,309,243円	9,924,000円	30,257,191円	30,837,691円
基準額の総額	580,500円	14,336,100円	6,909,000円	10,687,500円	31,932,600円	32,513,100円
請求額の総額	580,500円	12,901,488円	2,521,914円	9,726,000円	25,149,402円	25,729,902円

(38) 選挙運動用ポスターの作成の公営に関する調

知事

候補者数(人)	契約金額の総額(円)	基準額の総額(円)	請求額の総額(円)	平均単価(円)
2	1,925,000	1,925,000	1,925,000	88

県議

候補者数(人)	契約金額の総額(円)	基準額の総額(円)	請求額の総額(円)	平均単価(円)
131	71,176,371	97,174,818	70,878,175	1,281

(39) 選挙運動用ビラの作成の公営に関する調

知事

1種類のみ作成した		2種類を作成した		契約金額の総額 (円)	基準額の総額 (円)	請求額の総額 (円)	平均単価
候補者数	枚数	候補者数	枚数				(円)
2	320,000			1,782,700	1,805,200	1,782,700	5.58

(40) 投票立会人の交替制に関する調

区分	投票所数	うち交替制を 採用した投票 所数	投票立会人数	うち交替の対象と なった立会人の数
市区	1,010	503	3,025	2,006
町村	188	30	508	118
計	1,198	533	3,533	2,124

(41) 投票所入場券の発行状況に関する調

区分	入場券を発行してい る団体	入場券を発行してい ない団体数	合計
特別区	0	0	0
指定都市	14	0	14
人口30万人以上の市	1	0	1
人口10万人以上30万人未満の市	4	0	4
人口10万人未満の市	21	0	21
町村	32	0	32
計	72	0	72

(42) 投票所施設における身体障害者等対策に関する調

区分	入口に段差のあるもの					入口と同一フロアにないもの					合計
	簡易ス ロープ 設置	人的介助	その他	措置なし	計	昇降機 あり	人的介助	その他	措置なし	計	
市区	221	224	0	8	453	12	10	0	0	22	475
町村	52	51	0	3	106	0	0	1	0	1	107
計	273	275	0	11	559	12	10	1	0	23	582

同一投票所において複数項目に該当するものについては、主たるものについて計上。

(43) 電子機器の使用状況に関する調

電子機器等の種類	採用団体数 (比率)		うち試行中 (比率)	
	採用団体数	(比率)	採用団体数	(比率)
投票所入場券へのバーコード利用	67	(93.06%)	0	(0.00%)
うち期日前投票についてのみ導入	31	(43.06%)	0	(0.00%)
うち当日投票についてのみ導入	0	(0.00%)	0	(0.00%)
うち期日前投票・当日投票の両方について導入	36	(50.00%)	0	(0.00%)
自書式投票用紙読取集計機	30	(41.67%)	0	(0.00%)
投票集計システム	22	(30.56%)	0	(0.00%)
開票集計システム	34	(47.22%)	0	(0.00%)
候補者管理システム	0	(0.00%)	0	(0.00%)
投票用紙自動交付機	59	(81.94%)	0	(0.00%)
投票用紙計数機	63	(87.50%)	1	(1.39%)
投票用紙票束機	0	(0.00%)	0	(0.00%)
合計	275		1	

(44) 政党その他の政治団体の政治活動に関する調

区分 選挙の別	確認書を交付した政治団体名				ポスター検印又は証紙交付数	ビラの種類	届出機関紙 (誌)	
	政治団体名	代表者氏名	団体の事務所の所在地	所属(支援)候補者氏名			新聞紙名	雑誌名
知事	福岡県の未来をつくる会	松尾 信吾	福岡市博多区	小川 洋	5,500	—	—	—
	みんなで創る笑顔の福岡県の会	馬奈木 昭雄	福岡市博多区	後藤 富和	5,500	1	—	—
県議	自由民主党	松山 政司	東京都千代田区	46	381	0	自由民主	りぶる
	日本共産党	岡野 隆	東京都渋谷区	12	993	2	しんぶん赤旗	前衛
	民主党	大久保 勉	東京都千代田区	20	0	1	民主	—
	福岡県農政連	林 裕二	福岡市中央区	3	0	0	—	—
	維新の党	河野 正美	大阪府大阪市	5	356	1	—	—
	公明党	木庭 健太郎	東京都新宿区	11	0	2	公明新聞	公明グラフ

県議の選挙における「所属(支援)候補者氏名」欄は、所属候補者数。

9. 選挙区別党派別得票数調 (福岡県議会議員一般選挙)

★は無投票

選挙区	定数	候補者数		自由民主党		民主党		公明党		日本共産党		社会民主党		維新の党		諸派		無所属		合計		
		候補者数	得票数	候補者数	得票数	候補者数	得票数	候補者数	得票数	候補者数	得票数	候補者数	得票数	候補者数	得票数	候補者数	得票数	候補者数	得票数	候補者数	得票数	
北九州市門司区	2	4	11,013	1	12,580	1	4,639											1	6,336		34,568	
北九州市小倉北区	3	4	16,182,241	1	3,356	1	7,829,758															45,247,999
北九州市小倉南区	3	6	15,478	1	9,383	1	12,647												1	4,833		60,066
北九州市若松区	2	3	8,975	1	6,606	1	8,467															24,048
★北九州市八幡東区	1	1																				
北九州市八幡西区	4	6	30,815	1	12,617	1	16,305												1	2,397		72,969
北九州市戸畑区	1	2																				14,421
福岡市東区	4	5	43,802	1	15,297	1	4,545															93,759
福岡市博多区	3	5	23,596	1	9,482	1	20,963															57,297
福岡市中央区	3	4	19,444	1	11,932	1	11,942															52,865
福岡市南区	4	5	35,172	1	18,723	1	13,725															80,407
福岡市城南区	2	3	21,903	1	12,728	1	6,057												1	12,787		40,688
福岡市早良区	3	6	17,441	1	17,441	1	7,978															72,049
福岡市西区	3	4	40,272	1	15,801	1	17,034															66,147
大牟田市	2	4	11,617	1	16,363	1	5,905															41,701
久留米市	5	8	40,042,871	2	20,374,128	1	5,185															101,813,999
★豊后市	1	1																				
飯塚市・嘉穂郡	2	4	18,748	1	12,260																	50,422
田川市	1	2	11,064																			22,321
★柳川市	1	1																				
八女市・八女郡	2	4	13,784	1	9,680																	35,828
★筑後市	1	1																				
★大川市・三潁郡	1	1																				
行橋市	1	2																				
中間市	1	2	7,086																			
★小郡市・三井郡	2	2																				
★筑紫野市	2	2	23,844	1																		25,409
春日市	2	3	15,329,669	1	11,097,330																	15,536
★大野城市	2	3																				
★宗像市	2	2	12,177																			32,880
★太宰府市	1	2	8,382	1	11,625																	29,225,999
古賀市	1	1																				
★福津市	1	1																				25,757
★うきは市	1	1																				20,007
宮若市・鞍手郡	1	2	12,446																			
嘉麻市	1	2	8,636																			
★朝倉市・朝倉郡	2	2																				
★みやま市	1	1																				
★糸島市	2	2																				
★筑紫郡	1	1																				
糟屋郡	3	5	21,256																			
遠賀郡	2	5	16,227	1	5,259																	69,195
田川郡	2	4	14,137																			33,349
★京都郡	1	1																				
★築上郡・豊前市	1	1																				33,649
県計	86	131	46	518,869,781	20	197,095,330	11	173,174,128	12	93,639,758	1	3,526	5	38,116	4	14,570	32	249,129				1,288,119,997
得票率%				46.28		15.30		13.44		7.27		0.27		2.96		1.13		19.34				100.00

10. 福岡県知事選挙の投票速報状況に関する調

(1/6) 門司区～糸島市 (その1)

市区町村名	当日有権者見込数						10時 00分 現在						11時 00分 現在						14時 00分 現在														
	男			女			計			投票率 (%)			男			女			計			投票率 (%)			男			女			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
門司区	38,797	47,149	85,946	2,110	1,920	4,030	5.44	4.07	4.69	3.830	3,920	7,750	9.87	8.31	9.02	6,900	7,900	14,800	17.78	16.76	17.22	6,900	7,900	14,800	17.78	16.76	17.22	6,900	7,900	14,800			
小倉北区	68,312	79,379	147,691	2,660	2,107	4,767	3.89	2.65	3.23	4,800	4,547	9,347	7.03	5.73	6.33	9,500	10,677	20,177	13.91	13.45	13.66	9,500	10,677	20,177	13.91	13.45	13.66	9,500	10,677	20,177			
小倉南区	80,262	90,995	171,257	3,445	2,632	6,077	3.45	2.89	3.55	6,106	5,574	11,680	6.61	6.13	6.82	11,824	12,382	24,206	14.73	13.61	14.13	11,824	12,382	24,206	14.73	13.61	14.13	11,824	12,382	24,206			
若松区	32,110	36,969	69,079	1,470	1,080	2,550	4.58	2.92	3.69	2,790	2,460	5,250	8.69	6.65	7.60	5,280	5,440	10,720	16.44	14.72	15.52	5,280	5,440	10,720	16.44	14.72	15.52	5,280	5,440	10,720			
八幡東区	26,974	31,770	58,744	800	580	1,400	2.97	1.83	2.35	1,490	1,400	2,890	5.52	4.41	4.92	3,100	3,290	6,390	11.49	10.36	10.88	3,100	3,290	6,390	11.49	10.36	10.88	3,100	3,290	6,390			
八幡西区	96,799	111,010	207,809	4,280	3,510	7,790	4.42	3.16	3.75	7,830	7,510	15,340	8.09	6.77	7.38	14,890	15,750	30,640	15.38	14.19	14.74	14,890	15,750	30,640	15.38	14.19	14.74	14,890	15,750	30,640			
戸畑区	22,720	25,781	48,501	890	580	1,470	3.92	2.25	3.03	1,630	1,400	3,030	7.17	5.43	6.29	3,150	3,220	6,370	13.86	12.49	13.13	3,150	3,220	6,370	13.86	12.49	13.13	3,150	3,220	6,370			
*北九州市 計	365,974	423,053	789,027	15,655	12,400	28,055	4.28	2.93	3.56	28,476	26,811	55,287	7.78	6.34	7.01	54,644	58,659	113,303	14.93	13.87	14.36	54,644	58,659	113,303	14.93	13.87	14.36	54,644	58,659	113,303			
東区	109,106	119,111	228,217	5,880	4,610	10,490	5.39	3.87	4.60	10,380	9,260	19,640	9.51	7.77	8.61	20,970	21,740	42,710	19.22	18.25	18.71	20,970	21,740	42,710	19.22	18.25	18.71	20,970	21,740	42,710			
博多区	82,681	90,102	172,783	3,710	2,800	6,510	4.49	3.11	3.77	6,570	5,720	12,290	7.95	6.35	7.11	12,970	13,310	26,280	15.69	14.77	15.21	12,970	13,310	26,280	15.69	14.77	15.21	12,970	13,310	26,280			
中央区	63,563	83,979	147,542	2,410	2,010	4,420	3.79	2.39	3.00	4,420	4,170	8,590	6.95	4.97	5.82	9,760	10,880	20,640	15.35	12.96	13.99	9,760	10,880	20,640	15.35	12.96	13.99	9,760	10,880	20,640			
南区	92,278	108,846	201,124	4,540	3,580	8,120	4.92	3.29	4.04	8,250	7,500	15,750	8.94	6.89	7.83	16,960	18,100	35,060	18.38	16.63	17.43	16,960	18,100	35,060	18.38	16.63	17.43	16,960	18,100	35,060			
城南区	45,825	52,837	98,662	2,190	1,750	3,940	4.78	3.31	3.99	4,050	3,580	7,630	8.84	6.78	7.73	8,210	8,640	16,840	17.92	16.33	17.07	8,210	8,640	16,840	17.92	16.33	17.07	8,210	8,640	16,840			
早良区	77,527	89,858	167,385	3,840	2,860	6,700	4.95	3.18	4.00	7,210	6,310	13,520	9.30	7.02	8.08	14,410	14,750	29,160	18.59	16.41	17.42	14,410	14,750	29,160	18.59	16.41	17.42	14,410	14,750	29,160			
西区	72,454	83,013	155,467	3,500	2,620	6,120	4.83	3.16	3.94	6,330	5,680	12,010	8.74	6.84	7.73	13,130	13,690	26,820	18.12	16.49	17.25	13,130	13,690	26,820	18.12	16.49	17.25	13,130	13,690	26,820			
*福岡市 計	543,434	627,746	1,171,180	26,070	20,230	46,300	4.80	3.22	3.95	47,210	42,220	89,430	8.69	6.73	7.64	96,410	101,100	197,510	17.74	16.11	16.86	96,410	101,100	197,510	17.74	16.11	16.86	96,410	101,100	197,510			
大牟田市	45,134	55,221	100,355	2,610	2,250	4,860	5.78	4.07	4.84	5,130	5,035	10,165	11.37	9.12	10.13	9,416	10,488	19,904	20.86	18.99	19.83	9,416	10,488	19,904	20.86	18.99	19.83	9,416	10,488	19,904			
久留米市	112,344	129,631	241,975	7,810	6,470	14,280	6.95	4.99	5.90	12,860	12,150	25,010	11.45	9.37	10.34	22,870	23,950	46,820	20.36	18.48	19.35	22,870	23,950	46,820	20.36	18.48	19.35	22,870	23,950	46,820			
直方市	21,653	25,561	47,214	1,160	1,040	2,200	5.36	4.07	4.66	2,080	2,050	4,130	9.61	8.02	8.75	3,670	3,980	7,650	16.95	15.57	16.20	3,670	3,980	7,650	16.95	15.57	16.20	3,670	3,980	7,650			
飯塚市	49,263	57,004	106,267	2,299	1,783	4,082	4.67	3.13	3.84	4,537	4,166	8,703	9.21	7.31	8.19	9,448	10,138	19,586	19.18	17.78	18.43	9,448	10,138	19,586	19.18	17.78	18.43	9,448	10,138	19,586			
田川市	18,266	22,117	40,383	1,716	1,646	3,362	9.39	7.44	8.33	2,871	3,028	5,899	15.72	13.69	14.61	4,942	5,786	10,728	27.06	26.16	26.57	4,942	5,786	10,728	27.06	26.16	26.57	4,942	5,786	10,728			
柳川市	26,454	30,365	56,819	1,076	834	1,910	4.07	2.75	3.36	1,807	1,680	3,487	6.83	5.53	6.14	2,942	2,961	5,903	11.12	9.75	10.39	2,942	2,961	5,903	11.12	9.75	10.39	2,942	2,961	5,903			
八女市	25,695	29,718	55,413	3,057	2,753	5,810	11.90	9.26	10.48	4,403	4,323	8,726	17.14	14.55	15.75	6,888	7,185	14,073	26.81	24.18	25.40	6,888	7,185	14,073	26.81	24.18	25.40	6,888	7,185	14,073			
筑後市	18,217	20,550	38,767	877	673	1,550	4.81	3.27	4.00	1,493	1,297	2,790	8.20	6.31	7.20	2,482	2,505	4,987	13.62	12.19	12.86	2,482	2,505	4,987	13.62	12.19	12.86	2,482	2,505	4,987			
大川市	14,038	15,887	29,925	655	458	1,113	4.67	2.88	3.72	1,068	832	1,900	7.61	5.24	6.35	1,832	1,707	3,539	13.05	10.74	11.83	1,832	1,707	3,539	13.05	10.74	11.83	1,832	1,707	3,539			
行橋市	27,513	31,027	58,540	2,297	1,957	4,254	8.35	6.31	7.27	3,745	3,619	7,364	13.61	11.66	12.58	6,157	6,509	12,666	22.38	20.98	21.64	6,157	6,509	12,666	22.38	20.98	21.64	6,157	6,509	12,666			
豊前市	10,127	11,855	21,982	704	561	1,265	6.95	4.73	5.75	1,084	1,041	2,125	10.70	8.78	9.67	1,729	1,784	3,513	17.07	15.05	15.98	1,729	1,784	3,513	17.07	15.05	15.98	1,729	1,784	3,513			
中間市	16,656	19,853	36,509	1,105	966	2,071	6.63	4.87	5.67	2,102	2,098	4,200	12.62	10.57	11.50	3,784	4,416	8,200	22.72	22.24	22.46	3,784	4,416	8,200	22.72	22.24	22.46	3,784	4,416	8,200			
小郡市	21,677	24,902	46,579	1,059	853	1,912	4.89	3.43	4.10	1,866	1,602	3,468	8.61	6.43	7.45	3,410	3,518	6,928	15.73	14.13	14.87	3,410	3,518	6,928	15.73	14.13	14.87	3,410	3,518	6,928			
筑紫野市	37,745	42,846	80,591	1,794	1,455	3,249	4.75	3.40	4.03	3,257	2,961	6,238	8.63	6.96	7.74	6,269	6,415	12,684	16.61	14.97	15.74	6,269	6,415	12,684	16.61	14.97	15.74	6,269	6,415	12,684			
春日市	40,369	44,676	85,045	2,205	1,813	4,018	5.46	4.06	4.72	3,946	3,568	7,514	9.77	7.99	8.84	7,806	8,017	15,823	19.34	17.94	18.61	7,806	8,017	15,823	19.34	17.94	18.61	7,806	8,017	15,823			
大野城市	36,331	40,445	76,776	2,090	1,818	3,908	5.75	4.49	5.09	3,690	3,557	7,247	10.16	8.79	9.44	7,017	7,496	14,513	19.31	18.53	18.90	7,017	7,496	14,513	19.31	18.53	18.90	7,017	7,496	14,513			
宗像市	36,379	41,521	77,900	1,749	1,430	3,179	4.81	3.44	4.08	3,017	2,804	5,821	8.29	6.75	7.47	5,487	5,560	11,047	15.08	13.39	14.18	5,487	5,560	11,047	15.08	13.39	14.18	5,487	5,560	11,047			
大宰府市	26,612	30,138	56,750	1,633	1,493	3,126	6.14	4.95	5.51	2,975	2,951	5,926	11.18	9.79	10.44	5,678	6,097	11,775	21.34	20.23	20.75	5,678	6,097	11,775	21.34	20.2							

(2/6) 門司区～糸島市 (その2)

市区町村名	当日有権者見込数						16時 00分 現在						18時 00分 現在						19時 30分 現在								
	男			女			計			男			女			計			男			女			計		
	男	女	計	男	女	計	投票率 (%)	男	女	計	男	女	計	投票率 (%)	男	女	計	男	女	計	投票率 (%)	男	女	計	投票率 (%)	男	女
門司区	38,797	47,149	85,946	8,330	9,930	18,260	21.47	21.06	21.25	9,730	11,800	21,530	25.08	25.03	25.05	10,600	12,910	23,510	27.32	27.38	27.35						
小倉北区	66,312	79,379	145,691	11,650	13,757	25,407	17.05	17.33	17.20	13,910	16,647	30,557	20.36	20.97	20.69	15,440	18,437	33,877	22.60	23.23	22.94						
小倉南区	80,262	90,995	171,257	14,417	15,669	30,086	17.96	17.22	17.57	17,191	18,913	36,104	21.42	20.78	21.08	19,344	21,235	40,579	24.10	23.32	23.69						
若松区	32,110	36,969	69,079	6,490	6,340	13,430	20.21	18.77	19.44	7,660	8,380	16,040	23.86	22.67	23.22	8,440	9,250	17,690	26.28	25.02	25.61						
八幡濱区	26,974	31,770	58,744	3,850	4,350	8,200	14.27	13.69	13.96	4,610	5,190	9,800	17.09	16.34	16.68	5,090	5,720	10,810	18.87	18.00	18.40						
八幡濱区	96,799	111,010	207,809	18,260	19,810	38,070	18.86	17.85	18.32	21,590	23,830	45,420	22.30	21.47	21.86	23,820	26,400	50,220	24.61	23.78	24.17						
戸畑区	22,720	25,781	48,501	3,860	4,170	8,030	16.99	16.17	16.56	4,580	4,980	9,560	20.16	19.32	19.71	5,020	5,530	10,550	22.10	21.45	21.75						
*北九州市 計	365,974	423,053	789,027	66,857	74,626	141,483	18.27	17.64	17.93	79,271	89,740	169,011	21.66	21.21	21.42	87,754	99,482	187,236	23.98	23.52	23.73						
東区	109,106	119,111	228,217	25,910	27,790	53,700	23.75	23.33	23.53	30,860	33,890	64,750	28.23	28.45	28.37	34,370	38,010	72,380	31.50	31.91	31.72						
博多区	82,681	90,102	172,783	15,890	17,100	32,990	19.22	18.98	19.09	18,910	20,920	39,830	22.87	23.22	23.05	20,930	23,310	44,240	25.31	25.87	25.60						
中央区	63,563	83,979	147,542	12,440	14,670	27,110	19.57	17.47	18.37	15,380	18,650	34,030	24.20	22.21	23.06	17,330	21,300	38,630	27.26	25.36	26.18						
南区	92,278	108,846	201,124	21,020	23,570	44,590	22.78	21.65	22.17	25,150	29,020	54,170	27.25	26.66	26.93	28,160	32,670	60,830	30.52	30.01	30.25						
城南区	45,825	52,837	98,662	10,190	11,240	21,430	22.24	21.27	21.72	12,300	13,900	26,200	26.84	26.31	26.56	13,750	15,690	29,440	30.01	29.70	29.84						
早良区	71,527	89,858	161,385	17,760	19,240	37,000	22.91	21.41	22.10	21,300	23,800	45,100	27.47	26.49	26.94	23,900	26,980	50,880	30.83	30.03	30.40						
西区	72,454	83,013	155,467	16,270	17,630	33,900	22.46	21.24	21.81	19,530	21,570	41,100	26.96	25.98	26.44	21,880	24,310	46,190	30.20	29.28	29.71						
*福岡市 計	543,434	627,746	1,171,180	119,480	131,240	250,720	21.99	20.91	21.41	143,430	161,750	305,180	26.39	25.77	26.06	160,320	182,270	342,590	29.50	29.04	29.25						
大牟田市	45,134	55,221	100,355	11,296	12,802	24,098	25.03	23.18	24.01	13,141	15,117	28,258	29.12	27.38	28.16	14,584	16,971	31,555	32.31	30.73	31.44						
久留米市	112,344	129,631	241,975	27,660	29,890	57,550	24.62	23.06	23.78	32,510	35,880	68,390	28.94	27.68	28.26	36,020	40,080	76,100	32.06	30.92	31.45						
直方市	21,653	25,561	47,214	4,330	4,920	9,250	20.00	19.25	19.59	5,090	5,810	10,900	23.51	22.73	23.09	5,470	6,310	11,780	25.26	24.69	24.95						
飯塚市	49,263	57,004	106,267	11,940	13,450	25,390	24.24	23.59	23.99	13,816	15,950	29,766	28.05	27.88	28.01	15,559	17,973	33,532	31.58	31.56	31.55						
田川市	18,266	22,117	40,383	5,808	7,023	12,831	31.80	31.75	31.77	6,650	8,144	14,794	36.41	36.82	36.63	7,237	8,838	16,075	39.62	39.96	39.81						
柳川市	26,454	30,365	56,819	8,091	9,732	17,823	31.49	29.38	30.36	4,239	4,575	8,814	16.02	15.07	15.51	4,682	5,131	9,813	17.70	16.90	17.27						
八女市	25,695	29,718	55,413	8,091	9,732	17,823	31.49	29.38	30.36	4,239	4,575	8,814	16.02	15.07	15.51	4,682	5,131	9,813	17.70	16.90	17.27						
糸島市	18,217	20,550	38,767	3,000	3,767	6,767	16.47	15.27	15.83	3,588	3,768	7,356	19.70	18.34	18.97	3,978	4,199	8,177	21.84	20.43	21.09						
大川市	14,038	15,887	29,925	2,249	2,193	4,442	16.02	13.80	14.84	2,597	2,622	5,219	18.50	16.50	17.44	2,894	2,951	5,845	20.62	18.57	19.53						
行橋市	27,513	31,027	58,540	7,294	7,946	15,240	26.51	25.61	26.03	8,531	9,428	17,959	31.01	30.39	30.68	9,297	10,267	19,564	33.79	33.09	33.42						
豊前市	10,127	11,855	21,982	2,011	2,160	4,171	19.86	18.22	18.97	2,283	2,482	4,775	22.54	21.02	21.72	2,494	2,728	5,222	24.63	23.01	23.76						
中門市	16,656	19,853	36,509	4,477	5,323	9,800	26.88	26.81	26.84	5,245	6,435	11,670	31.49	32.41	31.99	5,781	7,129	12,910	34.71	35.91	35.36						
小郡市	21,677	24,902	46,579	4,203	4,471	8,674	19.39	17.95	18.62	5,034	5,437	10,471	23.22	21.83	22.48	5,631	6,111	11,742	25.98	24.54	25.21						
筑紫野市	37,745	42,846	80,591	7,775	8,253	16,028	20.60	19.26	19.89	9,246	10,048	19,294	24.50	23.45	23.94	10,326	11,276	21,602	27.36	26.32	26.80						
春日市	40,369	44,676	85,045	9,637	10,289	19,926	23.87	23.03	23.43	11,507	12,606	24,113	28.50	28.22	28.35	12,764	14,065	26,829	31.62	31.48	31.55						
大野城市	36,331	40,445	76,776	8,514	9,426	17,940	23.43	23.31	23.37	10,143	11,447	21,590	27.92	28.30	28.12	11,228	12,772	24,000	30.90	31.58	31.26						
宗像市	36,379	41,521	77,900	6,773	6,949	13,722	18.62	16.74	17.61	8,013	8,446	16,459	22.03	20.34	21.13	9,033	9,534	18,567	24.83	22.96	23.83						
大宰府市	26,612	30,138	56,750	6,900	7,687	14,587	25.93	25.51	25.70	8,154	9,223	17,377	30.64	30.60	30.62	8,898	10,177	19,075	33.44	33.77	33.61						
古賀市	21,783	24,468	46,251	5,242	5,775	11,017	24.06	23.60	23.82	6,134	6,889	13,023	28.16	28.16	28.16	6,854	7,716	14,570	31.46	31.54	31.50						
福津市	21,765	25,581	47,346	4,291	4,947	9,238	18.13	16.77	17.40	4,688	5,148	9,836	21.54	20.12	20.77	5,266	5,750	11,016	24.19	22.48	23.27						
うきは市	11,849	13,702	25,551	1,937	1,946	3,883	16.35	14.20	15.20	2,265	2,343	4,608	19.12	17.10	18.03	2,536	2,640	5,176	21.40	19.27	20.26						
宮若市	11,116	12,919	24,035	2,964	3,139	6,103	26.66	24.30	25.39	3,425	3,676	7,101	30.81	28.45	29.54	3,732	4,027	7,759	33.57	31.17	32.28						
嘉麻市	15,531	18,722	34,253	4,059	4,611	8,670	26.13	24.63	25.31	4,665	5,345	10,010	30.04	28.55	29.22	5,050	5,746	10,796	32.52	30.69	31.92						
朝倉市	21,249	24,584	45,833	4,296	4,394	8,690	20.22	17.87	18.96	4,910	5,208	10,118	23.11	21.18	22.08	5,492	5,795	11,289	25.85	23.57	24.63						
杵築市	15,278	17,820	33,098	2,422	2,687	5,109	15.85	14.19	14.96	2,883	3,067	5,950	18.87	17.21	17.98	3,250	3,500	6,750	21.27	19.64	20.39						
糸島市	37,470	42,630	80,100	7,433	8,078	15,511	19.84	18.95	19.36	8,627	9,571	18,198	23.02	22.45	22.72	9,618	10,660	20,278	25.67	25.01	25.32						
市部計	1,649,922	1,904,542	3,554,464	354,118	388,979	743,097	21.46	20.42	20.91	419,441	470,425	889,866	25.42	24.70	25.04	465,886	525,253	991,139	28.24	27.50	27.88						
郡部計	250,411	279,274	529,685	55,468	58,862	114,151	22.15	21.01	21.95	64,642	69,615	134,257	25.81	24.93	25.35	70,780	76,643	147,423	28.27	27.44	27.83						
県計	1,900,333	2,183,816	4,084,149	409,586	447,662	857,248	21.55	20.50	20.99	484,083	540,040	1,024,123	25.47	24.73	25.08	536,666	601,896	1,138,562	28.24	27.56	27.88						

(3/6) 門司区～糸島市 (その3)

市区町村名	当日有権者数				結 了				投票者数				投票率(%)			
	男		女		男		女		男		女		男		女	
	計	率	計	率	計	率	計	率	計	率	計	率	計	率	計	率
門司区	38,797	47.149	85,946	15,235	19,987	39.27	42.39	40.98								
小倉北区	68,312	79.379	147,691	20,587	46,208	30.14	32.28	31.29								
小倉南区	80,262	90.995	171,257	28,355	61,303	35.33	36.21	35.80								
若松区	32,110	36.969	69,079	11,361	24,512	35.38	35.57	35.48								
八幡東区	26,974	31.770	58,744	6,877	15,173	25.49	26.11	25.83								
八幡西区	96,799	111.010	207,809	33,704	74,425	34.82	36.68	35.81								
戸畑区	22,720	25.781	48,501	7,087	15,405	31.19	32.26	31.76								
*北九州市計	365,974	423.053	789,027	123,206	272,248	33.67	35.23	34.50								
東区	109,106	119.111	228,217	44,524	52,076	96.600	40.81	43.72	42.33							
博多区	82,681	90.102	172,763	26,940	32,000	58.940	32.58	35.52	34.11							
中央区	63,563	83.979	147,542	23,530	31,522	55.082	37.02	37.54	37.31							
南区	92,278	108.846	201,124	37,306	45,773	83.079	40.43	42.05	41.31							
城南区	45,825	52.837	98,662	18,947	23,241	42.188	41.35	43.99	42.76							
早良区	77,527	89.858	167,385	33,367	40,725	74.082	43.04	45.32	44.26							
西区	72,454	83.013	155,467	31,686	37,429	69.115	43.73	45.09	44.46							
*福岡市計	543,434	627.746	1,171,180	216,300	262,766	479.066	39.80	41.86	40.90							
大牟田市	45,134	55.221	100,355	19,225	23,198	42.423	42.60	42.01	42.27							
久留米市	112,344	129.631	241,975	47,852	56,257	104.109	42.59	43.40	43.02							
直方市	21,653	25.561	47,214	7,083	8,482	15.565	32.71	33.18	32.97							
飯塚市	49,263	57.004	106,267	21,384	25,631	47.015	43.41	44.96	44.24							
柳川市	18,266	22.117	40,383	10,084	12,797	22.881	55.21	57.86	56.66							
田川市	26,454	30.365	56,819	6,697	7,710	14.407	25.32	25.39	25.36							
八女市	25,695	29.718	55,413	13,307	15,077	28.384	51.79	50.73	51.22							
筑後市	18,217	20.550	38,767	5,566	6,299	11.855	30.50	30.65	30.58							
大川市	14,038	15.887	29,925	3,886	4,300	8.186	27.68	27.07	27.36							
行橋市	27,513	31.027	58,540	12,136	13,863	25.999	44.11	44.68	44.41							
豊前市	10,127	11.855	21,982	3,398	3,835	7.233	33.55	32.35	32.90							
中間市	16,656	19.853	36,509	7,172	8,854	16.026	43.06	44.60	43.90							
小都市	21,677	24.902	46,579	7,424	8,058	15.482	34.25	32.36	33.24							
筑紫野市	37,745	42.846	80,591	13,093	14,534	27.627	34.69	33.92	34.28							
春日市	40,369	44.676	85,045	16,266	17,997	34.263	40.29	40.28	40.29							
大野城市	36,331	40.445	76,776	13,852	16,030	29.882	38.13	39.63	38.92							
宗像市	36,379	41.621	77,900	11,771	12,608	24.379	32.36	30.37	31.30							
太宰府市	26,612	30.138	56,750	12,091	14,279	26.370	45.43	47.38	46.47							
古賀市	21,783	24.668	46,251	9,395	11,016	20.411	43.13	45.02	44.13							
福津市	21,765	25.581	47,346	6,976	7,894	14.870	32.05	30.86	31.41							
うきは市	11,849	13.702	25,551	3,461	3,805	7.266	29.21	27.77	28.44							
宮若市	11,116	12.919	24,035	5,479	6,479	11.968	49.29	50.15	49.75							
嘉麻市	15,631	18.722	34,253	6,969	8,549	15.518	44.87	45.66	45.30							
朝倉市	21,249	24.584	45,833	7,287	8,065	15.352	34.29	32.81	33.50							
みやま市	15,278	17.820	33,098	4,560	5,165	9.725	29.85	28.98	29.38							
糸島市	37,470	42.630	80,100	12,633	14,094	26.727	33.71	33.06	33.37							
市部計	1,649,922	1,904,542	3,554,464	628,543	746,684	1,375,227	38.10	39.21	38.69							
郡部計	250,411	279,274	529,665	98,715	112,764	211,479	39.42	40.38	39.93							
県計	1,900,333	2,183,816	4,084,149	727,258	859,448	1,586,706	38.27	39.36	38.85							

(4/6) 那珂川町～築上郡計 (その1)

市区町村名	当日有権者見込数						10時 00分 現在						11時 00分 現在						14時 00分 現在							
	男			女			計		男		女		計		男		女		計		男		女		計	
	男	女	計	男	女	計	投票率(%)	投票率(%)	男	女	計	投票率(%)	投票率(%)	男	女	計	投票率(%)	投票率(%)	男	女	計	投票率(%)	投票率(%)	男	女	計
那珂川町	18,269	19,860	38,129	640	1,118	3,50	2.41	2.93	1,177	1,039	2,216	6.44	5.23	5.81	2,396	2,375	4,771	13.12	11.96	12.51	2,396	2,375	4,771	13.12	11.96	12.51
*筑紫郡 計	18,269	19,860	38,129	640	1,118	3,50	2.41	2.93	1,177	1,039	2,216	6.44	5.23	5.81	2,396	2,375	4,771	13.12	11.96	12.51	2,396	2,375	4,771	13.12	11.96	12.51
宇美町	14,315	15,501	29,816	859	1,526	6.00	4.30	5.12	1,455	1,283	2,738	10.16	8.23	9.18	2,499	2,422	4,921	17.46	15.62	16.50	2,499	2,422	4,921	17.46	15.62	16.50
練馬町	11,651	12,799	24,450	597	1,051	5.12	3.55	4.30	1,101	976	2,077	9.45	7.63	8.49	2,134	2,087	4,221	18.32	16.31	17.26	2,134	2,087	4,221	18.32	16.31	17.26
志免町	16,620	18,528	35,148	836	1,487	5.03	3.51	4.23	1,456	1,292	2,748	8.76	6.97	7.82	2,720	2,784	5,504	16.37	15.03	15.66	2,720	2,784	5,504	16.37	15.03	15.66
須恵町	10,375	11,041	21,416	596	1,035	5.74	3.98	4.83	1,019	844	1,863	9.92	7.64	8.70	1,830	1,743	3,573	17.64	15.03	15.66	1,830	1,743	3,573	17.64	15.03	15.66
新宮町	10,514	11,428	21,942	657	1,260	6.25	5.28	5.74	1,063	913	1,976	10.11	9.24	9.66	1,942	2,063	4,005	18.47	18.09	18.25	1,942	2,063	4,005	18.47	18.09	18.25
久山町	3,131	3,476	6,607	225	421	7.19	5.64	6.37	394	374	768	12.58	10.76	11.62	702	733	1,435	22.42	21.09	21.72	702	733	1,435	22.42	21.09	21.72
相屋町	16,674	17,390	34,064	817	1,464	4.90	3.72	4.30	1,458	1,309	2,767	8.74	7.53	8.12	2,696	2,627	5,323	16.17	15.11	15.63	2,696	2,627	5,323	16.17	15.11	15.63
*糟屋郡 計	83,280	90,163	173,443	4,587	8,244	5.51	4.06	4.75	7,946	7,134	15,080	9.54	7.91	8.69	14,523	14,459	28,982	17.44	16.04	16.71	14,523	14,459	28,982	17.44	16.04	16.71
芦屋町	5,616	6,022	11,638	447	957	9.08	7.42	8.22	814	821	1,635	14.49	13.63	14.05	1,361	1,449	2,810	24.23	24.06	24.15	1,361	1,449	2,810	24.23	24.06	24.15
水巻町	11,121	12,955	24,076	550	1,100	4.95	4.25	4.57	1,100	1,150	2,250	9.89	8.88	9.35	1,950	2,300	4,250	17.53	17.75	17.65	1,950	2,300	4,250	17.53	17.75	17.65
岡垣町	12,022	14,093	26,115	931	1,750	7.74	5.81	6.70	1,531	1,519	3,050	12.73	10.78	11.68	2,690	2,910	5,600	22.38	20.65	21.44	2,690	2,910	5,600	22.38	20.65	21.44
遠賀町	7,597	8,488	16,085	580	1,060	7.63	5.66	6.59	1,000	900	1,900	13.16	10.60	11.81	1,660	1,620	3,280	21.85	19.09	20.39	1,660	1,620	3,280	21.85	19.09	20.39
*瀧浦郡 計	36,356	41,558	77,914	2,571	4,867	7.07	5.52	6.25	4,445	4,300	8,835	12.23	10.56	11.34	7,661	8,279	15,940	21.07	19.92	20.46	7,661	8,279	15,940	21.07	19.92	20.46
小竹町	3,193	3,716	6,909	287	576	8.99	7.78	8.34	501	545	1,046	15.69	14.67	15.14	783	915	1,698	24.52	24.62	24.58	783	915	1,698	24.52	24.62	24.58
鞆手町	6,615	7,505	14,120	495	912	7.48	5.56	6.46	901	866	1,767	13.62	11.54	12.51	1,585	1,698	3,283	23.96	22.62	23.29	1,585	1,698	3,283	23.96	22.62	23.29
*鞆手郡 計	9,808	11,221	21,029	782	1,488	7.97	6.29	7.08	1,402	1,411	2,813	14.29	12.57	13.38	2,368	2,613	4,981	24.14	23.29	23.69	2,368	2,613	4,981	24.14	23.29	23.69
桂川町	5,296	6,196	11,492	402	748	7.59	5.58	6.51	648	630	1,278	12.24	10.17	11.12	1,184	1,256	2,440	22.36	20.27	21.23	1,184	1,256	2,440	22.36	20.27	21.23
*嘉穂郡 計	5,296	6,196	11,492	402	748	7.59	5.58	6.51	648	630	1,278	12.24	10.17	11.12	1,184	1,256	2,440	22.36	20.27	21.23	1,184	1,256	2,440	22.36	20.27	21.23
筑前町	11,148	12,597	23,745	599	1,070	5.37	3.74	4.51	1,023	975	1,998	9.18	6.95	7.99	1,527	1,456	2,983	13.70	11.56	12.56	1,527	1,456	2,983	13.70	11.56	12.56
真峰村	906	1,110	2,016	150	280	16.56	11.71	13.89	190	200	390	20.97	18.02	19.35	250	260	510	27.59	23.42	25.30	250	260	510	27.59	23.42	25.30
*朝倉郡 計	12,054	13,707	25,761	749	1,350	6.21	4.38	5.24	1,213	1,075	2,288	10.06	7.84	8.88	1,777	1,716	3,493	14.74	12.52	13.56	1,777	1,716	3,493	14.74	12.52	13.56
大井洗町	5,867	6,469	12,336	344	650	5.86	4.73	5.27	537	513	1,050	9.15	7.93	8.51	895	905	1,800	15.25	13.99	14.59	895	905	1,800	15.25	13.99	14.59
*三井郡 計	5,867	6,469	12,336	344	650	5.86	4.73	5.27	537	513	1,050	9.15	7.93	8.51	895	905	1,800	15.25	13.99	14.59	895	905	1,800	15.25	13.99	14.59
大木町	5,305	6,070	11,375	213	429	4.02	2.13	3.01	340	280	620	6.41	4.61	5.45	660	660	1,320	12.44	10.87	11.60	660	660	1,320	12.44	10.87	11.60
*三井郡 計	5,305	6,070	11,375	213	429	4.02	2.13	3.01	340	280	620	6.41	4.61	5.45	660	660	1,320	12.44	10.87	11.60	660	660	1,320	12.44	10.87	11.60
大井洗町	7,487	8,271	15,758	603	1,123	8.05	6.29	7.13	1,036	1,034	2,070	13.84	12.50	13.14	1,929	2,080	4,009	25.76	25.15	25.44	1,929	2,080	4,009	25.76	25.15	25.44
*八女郡 計	7,487	8,271	15,758	603	1,123	8.05	6.29	7.13	1,036	1,034	2,070	13.84	12.50	13.14	1,929	2,080	4,009	25.76	25.15	25.44	1,929	2,080	4,009	25.76	25.15	25.44
香春町	4,480	5,366	9,846	315	549	7.03	4.36	5.58	588	503	1,091	12.68	9.37	10.88	952	953	1,905	21.25	17.76	19.35	952	953	1,905	21.25	17.76	19.35
糸田町	4,197	4,902	9,099	429	790	10.22	7.36	8.68	686	644	1,330	16.35	13.14	14.62	1,111	1,119	2,230	26.47	22.83	24.51	1,111	1,119	2,230	26.47	22.83	24.51
*田川郡 計	31,456	37,112	68,568	2,636	4,640	8.06	5.67	6.77	4,382	4,114	8,496	13.87	11.09	12.36	7,287	7,539	14,826	13.17	12.31	12.62	7,287	7,539	14,826	13.17	12.31	12.62
栲田町	13,904	14,435	28,339	610	1,100	4.39	3.39	3.88	1,003	900	1,903	7.21	6.23	6.72	1,797	1,797	3,594	16.76	13.64	15.09	1,797	1,797	3,594	16.76	13.64	15.09
みやこ町	8,199	9,425	17,624	522	943	6.37	4.47	5.35	770	640	1,410	9.39	6.79	8.00	1,374	1,286	2,660	16.76	13.64	15.09	1,374	1,286	2,660	16.76	13.64	15.09
*京極郡 計	22,103	23,860	45,963	1,132	2,043	5.12	3.82	4.44	1,773	1,540	3,313	8.27	6.45	7.21	3,206	3,083	6,289	14.50	12.92	13.68	3,206	3,083	6,289	14.50	12.92	13.68
岩倉町	2,527	2,954	5,481	195	369	7.72	5.89	6.73	310	320	630	12.27	10.83	11.49	468	519	987	18.52	17.57	18.01	468	519	987	18.52	17.57	18.01
上毛町	2,981	3,443	6,424	276	550	9.26	7.96	8.56	450	500	950	15.10	14.52	14.79	659	741	1,400	22.11	21.52	21.79	659	741	1,400	22.11	21.52	21.79
築上町	7,622	8,390	16,012	480	859	6.30	4.52	5.36	730	659	1,389	9.58	7.85	8.67	1,248	1,170	2,418	16.37	13.95	15.10	1,248	1,170	2,418	16.37	13.95	15.10
*築上郡 計	13,130	14,787	27,917	951	1,738	7.24	5.59	6.37	1,490	1,479	2,969	11.35	10.00	10.64	2,375	2,430	4,805	18.09	16.43	17.21	2,375	2,430	4,805	18.09	16.43	17.21
市部 計	1,649,922	1,904,542	3,554,464	86,872	157,508	5.27	3.71	4.43	153,078	142,417	295,495	9.28	7.48	8.31	289,622	306,182	595,804	17.55	16.08	16.76	289,622	306,182	595,804	17.55	16.08	16.76
郡部 計	250,411	279,274	529,685	15,510	28,391	6.19	4.61	5.36	26,369	24,639	51,008	10.53	8.82	9.63	46,261	47,395	93,656	18.47	16.97	17.68	46,261	47,395	93,656	18.47	16.97	17.68
県 計	1,900,333	2,183,816	4,084,149	102,382	185,899	5.39	3.82	4.55	179,447	167,056	346,503	9.44	7.65	8.48	335,883	353,577	689,460	17.67	16.19	16.88	335,883	353,577	689,460	17.67	16.19	16.88

(5/6) 那珂川町～築上郡計(その2)

市区町村名	当日有権者見込数						16時 00分 現在						18時 00分 現在						19時 30分 現在						
	男		女		計		男		女		計		男		女		計		男		女		計		
	数	率(%)	数	率(%)	数	率(%)	数	率(%)	数	率(%)	数	率(%)	数	率(%)	数	率(%)	数	率(%)	数	率(%)	数	率(%)	数	率(%)	
那珂川町	18,269	19.860	38,129	2,954	5,994	16.17	15.31	15.72	3,492	3.671	7.163	13.11	18.48	18.79	3,894	4.133	8.027	21.31	3,894	4.133	8.027	21.31	3,894	4.133	
* 筑紫郡 計	18,269	19.860	38,129	2,954	5,994	16.17	15.31	15.72	3,492	3.671	7.163	13.11	18.48	18.79	3,894	4.133	8.027	21.31	3,894	4.133	8.027	21.31	3,894	4.133	
宇美町	14,315	15.501	29,816	3,007	6,042	21.01	19.58	20.26	3,507	3.602	7.109	24.50	23.24	23.84	3,848	3.963	7.811	26.88	3,848	3.963	7.811	26.88	3,848	3.963	
篠栗町	11,651	12,799	24,450	2,597	5,221	22.29	20.50	21.35	3,031	3.122	6.153	25.01	24.39	25.17	3,368	3.485	6.853	28.91	3,368	3.485	6.853	28.91	3,368	3.485	
志免町	16,620	18,528	35,148	3,306	6,817	22.89	19.40	20.48	3,910	4.251	8.161	22.94	23.22	23.22	4,288	4.469	8.987	25.80	4,288	4.469	8.987	25.80	4,288	4.469	
須恵町	10,375	11,041	21,416	2,204	4,366	21.24	19.76	20.48	2,559	2.608	5.167	24.67	23.62	24.13	2,814	2.910	5.724	27.12	2,814	2.910	5.724	27.12	2,814	2.910	
新宮町	10,514	11,428	21,942	2,360	4,895	22.45	22.18	22.31	2,851	3.106	5.957	27.12	27.18	27.15	3,143	3.428	6.571	29.89	3,143	3.428	6.571	29.89	3,143	3.428	
久山町	3,131	3,476	6,607	822	1,702	26.25	25.32	25.76	972	1.044	2.016	31.04	30.03	30.51	1,064	1.154	2.218	33.98	1,064	1.154	2.218	33.98	1,064	1.154	
粕屋町	16,674	17,300	34,064	3,246	6,594	19.47	19.25	19.36	3,841	4.045	7.886	23.04	23.26	23.15	4,266	4.469	8.735	25.58	4,266	4.469	8.735	25.58	4,266	4.469	
* 糟屋郡 計	83,280	90,163	173,443	17,542	35,657	21.06	20.09	20.56	20,671	21.778	42.449	24.82	24.15	24.47	22,791	24.108	46.899	27.37	22,791	24.108	46.899	27.37	22,791	24.108	
芦屋町	5,616	6,022	11,638	1,584	3,329	28.21	28.98	28.60	1,845	2.033	3.878	32.85	33.76	33.32	2,022	2.204	4.226	36.00	2,022	2.204	4.226	36.00	2,022	2.204	
水巻町	11,121	12,955	24,076	2,400	2,850	21.58	22.00	21.81	2,900	3.350	6.250	28.08	28.86	28.96	3,100	3.750	6.850	27.88	3,100	3.750	6.850	27.88	3,100	3.750	
岡垣町	12,022	14,093	26,115	3,200	3,550	26.62	25.19	25.85	3,757	4.243	8.000	31.25	30.11	30.63	4,084	4.666	8.750	33.97	4,084	4.666	8.750	33.97	4,084	4.666	
遠賀町	7,597	8,488	16,085	1,980	2,020	4.000	26.06	23.80	2,320	2.460	4.700	30.54	28.98	29.72	2,500	2.700	5.200	32.91	2,500	2.700	5.200	32.91	2,500	2.700	
* 遠賀郡 計	36,356	41,558	77,914	9,164	10,165	19.329	25.21	24.46	24.81	10,822	12.086	22.908	23.77	23.08	29.40	11,706	13.320	25.026	32.20	11,706	13.320	25.026	32.20	11,706	13.320
小竹町	3,193	3,716	6,909	910	1,054	1.964	28.50	28.36	28.43	1,015	1.191	2.206	31.79	32.05	31.93	1,099	1.288	2.387	34.42	1,099	1.288	2.387	34.42	1,099	1.288
鞍手町	6,615	7,505	14,120	1,890	3,961	28.57	27.59	28.05	2,180	2.447	4.627	32.96	32.60	32.77	2,364	2.662	5.026	35.74	2,364	2.662	5.026	35.74	2,364	2.662	
* 鞍手郡 計	9,808	11,221	21,029	2,800	3,125	5.925	28.55	28.18	3,195	3.638	6.833	32.58	32.42	32.49	3,463	3.950	7.413	35.31	3,463	3.950	7.413	35.31	3,463	3.950	
桂川町	5,296	6,196	11,492	1,384	1,565	2,949	26.13	25.26	25.66	1,595	1.837	3.432	30.12	29.65	29.86	1,738	2.025	3.763	32.82	1,738	2.025	3.763	32.82	1,738	2.025
* 嘉穂郡 計	5,296	6,196	11,492	1,384	1,565	2,949	26.13	25.26	25.66	1,595	1.837	3.432	30.12	29.65	29.86	1,738	2.025	3.763	32.82	1,738	2.025	3.763	32.82	1,738	2.025
筑前町	11,148	12,597	23,745	1,925	1,890	3,815	17.27	15.00	16.07	2,256	2.297	4.553	20.24	18.23	19.17	2,516	2.610	5.126	22.57	2,516	2.610	5.126	22.57	2,516	2.610
東峰村	906	1,110	2,016	280	580	30.91	27.03	30.73	320	3.40	660	35.32	30.63	32.74	320	3.40	660	35.32	320	3.40	660	35.32	320	3.40	
* 朝倉郡 計	12,054	13,707	25,761	2,205	2,190	4,395	18.29	15.98	17.06	2,576	2.637	5.213	21.37	19.24	20.24	2,836	2.950	5.786	23.53	2,836	2.950	5.786	23.53	2,836	2.950
大川津町	5,867	6,469	12,336	1,047	1,103	2,150	17.85	17.05	17.43	1,205	1.295	2,500	20.54	20.02	20.27	1,355	1.445	2,800	23.10	1,355	1.445	2,800	23.10	1,355	1.445
* 三井郡 計	5,867	6,469	12,336	1,047	1,103	2,150	17.85	17.05	17.43	1,205	1.295	2,500	20.54	20.02	20.27	1,355	1.445	2,800	23.10	1,355	1.445	2,800	23.10	1,355	1.445
大木町	5,305	6,070	11,375	850	880	1,730	16.02	14.50	15.21	1,030	1,120	2,150	19.42	18.45	18.90	1,190	1,280	2,470	22.43	1,190	1,280	2,470	22.43	1,190	1,280
* 三浦郡 計	5,305	6,070	11,375	850	880	1,730	16.02	14.50	15.21	1,030	1,120	2,150	19.42	18.45	18.90	1,190	1,280	2,470	22.43	1,190	1,280	2,470	22.43	1,190	1,280
広川町	7,487	8,271	15,758	2,329	2,583	4,912	31.11	31.23	31.17	2,668	3,000	5,668	35.64	36.27	35.97	2,996	3,380	6,376	40.02	2,996	3,380	6,376	40.02	2,996	3,380
* 八女郡 計	7,487	8,271	15,758	2,329	2,583	4,912	31.11	31.23	31.17	2,668	3,000	5,668	35.64	36.27	35.97	2,996	3,380	6,376	40.02	2,996	3,380	6,376	40.02	2,996	3,380
香春町	4,480	5,366	9,846	1,099	1,139	2,238	24.53	21.23	22.73	1,247	1,324	2,571	27.83	24.67	26.11	1,337	1,429	2,766	29.84	1,337	1,429	2,766	29.84	1,337	1,429
添田町	4,197	4,902	9,099	1,285	1,325	2,610	30.82	27.03	28.68	1,467	1,525	2,992	34.95	31.11	32.88	1,467	1,525	2,992	34.95	1,467	1,525	2,992	34.95	1,467	1,525
糸田町	3,594	4,225	7,819	900	1,000	1,900	25.04	23.67	24.30	1,050	1,200	2,250	23.22	28.40	28.78	1,150	1,310	2,460	32.00	1,150	1,310	2,460	32.00	1,150	1,310
川崎町	6,766	8,103	14,869	1,680	1,810	3,490	24.83	22.34	23.47	1,910	2,090	4,000	28.23	25.79	26.90	2,103	2,296	4,399	31.08	2,103	2,296	4,399	31.08	2,103	2,296
大任町	2,030	2,437	4,467	490	560	1,050	24.14	22.98	23.51	580	640	1,220	23.57	26.26	27.31	620	690	1,310	30.54	620	690	1,310	30.54	620	690
赤村	1,300	1,515	2,815	426	420	846	32.77	27.72	30.05	473	495	968	36.38	32.67	34.39	477	499	976	36.69	477	499	976	36.69	477	499
福智町	9,089	10,564	19,653	2,570	2,810	5,380	28.28	26.60	27.37	2,910	3,250	6,160	32.02	30.76	31.34	3,150	3,500	6,650	34.66	3,150	3,500	6,650	34.66	3,150	3,500
* 田川郡 計	31,456	37,112	68,568	8,450	9,064	17,514	26.86	24.42	25.54	9,637	10,524	20,161	30.64	28.36	29.40	10,304	11,249	21,553	32.76	10,304	11,249	21,553	32.76	10,304	11,249
畑田町	13,904	14,435	28,339	2,226	2,217	4,443	16.01	15.36	15.68	2,625	2,657	5,282	18.88	18.41	18.64	2,846	2,906	5,752	20.47	2,846	2,906	5,752	20.47	2,846	2,906
みやこ町	8,199	9,425	17,624	1,709	1,691	3,400	20.84	17.94	19.29	1,927	2,013	3,940	23.50	21.36	22.36	2,197	2,294	4,491	26.80	2,197	2,294	4,491	26.80	2,197	2,294
* 京橋郡 計	22,103	23,860	45,963	3,935	3,908	7,843	17.80	16.38	17.06	4,552	4,670	9,222	20.59	19.57	20.06	5,043	5,200	10,243	22.82	5,043	5,200	10,243	22.82	5,043	5,200
吉富町	2,527	2,954	5,481	555	618	1,153	21.17	20.92	21.04	604	706	1,310	23.90	23.90	23.90	654	752	1,406	25.88	654	752	1,406	25.88	654	752
上毛町	2,981	3,443	6,424	776	874	1,650	26.03	25.																	

(6/6) 那珂川町～築上郡計 (その3)

市区町村名	当日有権者数				結了				投票者数				投票率(%)				投票者数				投票率(%)			
	男		女		男		女		男		女		男		女		男		女		男		女	
	計	割合	計	割合	計	割合	計	割合	計	割合	計	割合	計	割合	計	割合	計	割合	計	割合	計	割合		
那珂川町	18,289	19,860	38,129	4,921	5,281	10,202	26,94	26,59	26,76															
*筑紫郡 計	18,289	19,860	38,129	4,921	5,281	10,202	26,94	26,59	26,76															
宇美町	14,315	15,501	29,816	5,743	6,683	12,426	40,12	43,11	41,68															
磯原町	11,651	12,799	24,450	4,903	5,581	10,484	42,08	43,60	42,88															
志免町	16,620	18,528	35,148	6,261	7,483	13,744	37,67	40,39	39,10															
須恵町	10,375	11,041	21,416	4,203	4,961	9,164	40,51	44,03	42,32															
新高町	10,514	11,428	21,942	4,484	5,096	9,580	42,65	44,59	43,66															
久山町	3,131	3,476	6,607	1,590	1,833	3,423	50,78	52,73	51,81															
*糟屋郡 計	16,674	17,390	34,064	5,972	6,752	12,724	35,82	38,83	37,35															
芦屋町	83,280	90,163	173,443	33,156	38,289	71,445	39,81	42,47	41,19															
水巻町	5,616	6,022	11,638	2,700	2,961	5,661	48,08	49,17	48,64															
岡垣町	11,121	12,955	24,076	4,070	4,917	8,987	36,60	37,95	37,33															
速賀町	12,022	14,093	26,115	5,659	6,714	12,373	47,07	47,64	47,38															
*遠賀郡 計	7,597	8,488	16,085	3,424	3,918	7,342	45,07	46,16	45,65															
小竹町	36,356	41,558	77,914	15,853	18,510	34,363	43,60	44,54	44,10															
鞍手町	3,193	3,716	6,909	1,539	1,856	3,395	48,20	49,95	49,14															
*鞍手郡 計	6,615	7,505	14,120	3,081	3,686	6,767	46,58	49,11	47,92															
桂川町	9,808	11,221	21,029	4,620	5,542	10,162	47,10	49,39	48,32															
*嘉穂郡 計	5,296	6,196	11,492	2,326	2,763	5,089	43,92	44,59	44,28															
筑前町	11,148	12,597	23,745	3,096	3,340	6,436	27,77	26,51	27,10															
東峰村	906	1,110	2,016	462	540	1,002	50,99	48,65	49,70															
*朝倉郡 計	12,054	13,707	25,761	3,558	3,880	7,438	29,52	28,31	28,87															
大刀洗町	5,867	6,469	12,336	1,788	1,940	3,728	30,48	29,99	30,22															
*三井郡 計	5,305	6,070	11,375	1,489	1,638	3,127	28,07	26,99	27,49															
三瀬郡 計	7,487	8,271	15,758	3,727	4,225	7,952	49,78	51,08	50,46															
広川町	7,487	8,271	15,758	3,727	4,225	7,952	49,78	51,08	50,46															
*八女郡 計	4,480	5,366	9,846	2,084	2,398	4,482	46,52	44,69	45,52															
香春町	4,197	4,902	9,099	2,250	2,735	4,985	53,61	55,79	54,79															
奈田町	3,594	4,225	7,819	1,748	2,136	3,884	48,64	50,56	49,67															
川崎町	6,766	8,103	14,869	3,261	3,928	7,189	48,20	48,48	48,35															
大任町	2,030	2,437	4,467	971	1,182	2,153	47,83	48,50	48,20															
赤村	1,300	1,515	2,815	708	799	1,507	54,46	52,74	53,53															
福智町	9,089	10,564	19,653	4,864	5,589	10,453	53,52	52,91	53,19															
*田川郡 計	31,456	37,112	68,568	15,886	18,767	34,653	50,50	50,57	50,54															
菊田町	13,904	14,435	28,339	3,614	3,670	7,284	25,99	25,42	25,70															
みやこ町	8,199	9,425	17,624	2,787	2,999	5,786	33,99	31,82	32,83															
*京都郡 計	22,103	23,860	45,963	6,401	6,669	13,070	28,96	27,95	28,44															
吉富町	2,527	2,954	5,481	974	1,139	2,113	38,54	38,56	38,55															
上毛町	2,981	3,443	6,424	1,212	1,398	2,610	40,66	40,60	40,63															
築上町	7,622	8,390	16,012	2,804	2,723	5,527	36,79	32,46	34,52															
*築上郡 計	13,130	14,787	27,917	4,990	5,260	10,250	38,00	35,57	36,72															
市郡計	1,649,922	1,904,542	3,554,464	628,543	746,684	1,375,227	38,10	39,21	38,69															
郡部計	250,411	279,274	529,685	98,715	112,764	211,479	39,42	40,38	39,93															
県部計	1,900,333	2,183,816	4,084,149	727,258	859,448	1,586,706	38,27	39,36	38,85															

1 1. 福岡県知事選挙の開票速報状況に関する調

現在時	区分		1	2	(イ)	(ロ)	(ハ)
	届出順位		無所属	無所属	候補者得票数	投票者総数	開票率
	候補者氏名		おがわ 洋	後藤 とみかず	の合計		(イ)/(ロ)
1	21:00	市部	0	0	0	1,375,227	0.00%
		郡部	5,436	816	6,252	211,479	2.96%
		計	5,436	816	6,252	1,586,706	0.39%
2	22:00	市部	183,607	55,718	239,325	1,375,227	17.40%
		郡部	92,030	21,741	113,771	211,479	53.80%
		計	275,637	77,459	353,096	1,586,706	22.25%
3	22:30	市部	619,793	148,772	768,565	1,375,227	55.89%
		郡部	165,536	32,784	198,320	211,479	93.78%
		計	785,329	181,556	966,885	1,586,706	60.94%
4	23:00	市部	918,013	224,211	1,142,224	1,375,227	83.06%
		郡部	171,253	34,606	205,859	211,479	100.00%
		計	1,089,266	258,817	1,348,083	1,586,706	84.96%
5	23:30	市部	1,075,782	247,716	1,323,498	1,375,227	96.24%
		郡部	171,253	34,606	205,859	211,479	100.00%
		計	1,247,035	282,322	1,529,357	1,586,706	96.39%
6	0:00	市部	1,089,131	250,075	1,339,206	1,375,227	97.38%
		郡部	171,253	34,606	205,859	211,479	100.00%
		計	1,260,384	284,681	1,545,065	1,586,706	97.38%
7	0:18 (終了)	市部	1,089,152	250,086	1,339,238	1,375,227	100.00%
		郡部	171,253	34,606	205,859	211,479	100.00%
		計	1,260,405	284,692	1,545,097	1,586,706	100.00%

注：本表において、開票率の分母である（ロ）は、本表においては投票結果判明後の確定数としているため、開票速報当時の開票率とは異なる場合がある。また、無効票等があるため、開票率100%の時点でも（イ）＝（ロ）とはならない。

12. 市区町村の開票開始・終了時刻に関する調

※開票終了時刻は、県選管が開票終了の報告を受信した時刻

市区町村名	区分	当日 有権者数	投票者数		開票開始 時刻	開票終了時刻（開票所要時間）		
			知事選挙	県議選挙		知事選挙	県議選挙	
1	北九州市	門司区	85,946	35,222	35,093	21:15	22:50 (1:35)	22:52 (1:37)
2		小倉北区	147,691	46,208	45,999	21:15	23:38 (2:23)	23:59 (2:44)
3		小倉南区	171,257	61,303	61,070	21:15	22:49 (1:34)	23:16 (2:01)
4		若松区	69,079	24,512	24,403	21:15	22:22 (1:07)	22:25 (1:10)
5		八幡東区	58,744	15,173		21:15	22:10 (0:55)	
6		八幡西区	207,809	74,425	74,097	21:15	23:07 (1:52)	23:46 (2:31)
7		戸畑区	48,501	15,405	15,277	21:15	22:16 (1:01)	22:22 (1:07)
8	福岡市	東区	228,217	96,600	96,417	21:15	0:18 (3:03)	00:45 (3:30)
9		博多区	172,783	58,940	58,841	21:15	23:24 (2:09)	23:59 (2:44)
10		中央区	147,542	55,052	54,942	21:15	0:12 (2:57)	00:00 (2:45)
11		南区	201,124	83,079	82,917	21:15	23:57 (2:42)	00:40
12		城南区	98,662	42,188	42,075	21:15	23:15 (2:00)	23:15 (2:00)
13		早良区	167,385	74,092	73,958	21:15	23:40 (2:25)	23:50 (2:35)
14		西区	155,467	69,115	69,004	21:15	23:00 (1:45)	23:32
15	大牟田市	100,355	42,423	42,342	21:10	23:43 (2:33)	23:26 (2:16)	
16	久留米市	241,975	104,109	103,732	21:30	23:50 (2:20)	23:46 (2:16)	
17	直方市	47,214	15,565		21:00	22:08 (1:08)		
18	飯塚市	106,267	47,015	46,912	21:20	23:40 (2:20)	00:02 (2:42)	
19	田川市	40,383	22,881	22,841	21:00	22:24 (1:24)	22:43 (1:43)	
20	柳川市	56,819	14,407		21:00	22:15 (1:15)		
21	八女市	55,413	28,384	28,336	21:15	22:54 (1:39)	22:57 (1:42)	
22	筑後市	38,767	11,855		21:15	23:38 (2:23)		
23	大川市	29,925	8,186		21:00	21:47 (0:47)		
24	行橋市	58,540	25,999	25,947	21:20	23:56 (2:36)	23:03 (1:43)	
25	豊前市	21,982	7,233		21:00	22:13 (1:13)		
26	中間市	36,509	16,026	15,996	21:00	22:49 (1:49)	22:37 (1:37)	
27	小郡市	46,579	15,482		21:00	22:02 (1:02)		
28	筑紫野市	80,591	27,627		21:15	22:40 (1:25)		
29	春日市	85,045	34,263	34,234	21:00	23:21 (2:21)	23:23 (2:23)	
30	大野城市	76,776	29,882	29,856	21:00	23:04 (2:04)	23:08 (2:08)	
31	宗像市	77,900	24,379		21:00	22:19 (1:19)		
32	太宰府市	56,750	26,370	26,271	21:00	22:43 (1:43)	22:59 (1:59)	
33	古賀市	46,251	20,411	20,362	21:00	22:33 (1:33)	22:41 (1:41)	
34	福津市	47,346	14,870		21:00	22:06 (1:06)		
35	うきは市	25,551	7,266		21:00	21:52 (0:52)		
36	宮若市	24,035	11,958	11,949	21:00	22:11 (1:11)	22:09 (1:09)	
37	嘉麻市	34,253	15,518	15,460	21:20	23:20 (2:00)	23:21 (2:01)	
38	朝倉市	45,833	15,352		21:15	22:56 (1:41)		
39	みやま市	33,098	9,725		21:30	22:39 (1:09)		
40	糸島市	80,100	26,727		21:10	22:35 (1:25)		

市区町村名	区分	当 日 有権者数	投票者数		開票開始 時 刻	開票終了時刻 (開票所要時間)		
			知事選挙	県議選挙		知事選挙	県議選挙	
41	筑紫郡	那珂川町	38,129	10,202		21:15	22:37 (1:22)	
42	糟屋郡	宇美町	29,816	12,426	12,383	21:15	22:37 (1:22)	22:47 (1:32)
43		篠栗町	24,450	10,484	10,434	21:00	22:24 (1:24)	22:35 (1:35)
44		志免町	35,148	13,744	13,713	21:00	22:53 (1:53)	22:48 (1:48)
45		須恵町	21,416	9,064	9,034	21:00	22:43 (1:43)	22:40 (1:40)
46		新宮町	21,942	9,580	9,541	21:00	22:50 (1:50)	23:14 (2:14)
47		久山町	6,607	3,423	3,413	21:00	22:01 (1:01)	22:36 (1:36)
48		粕屋町	34,064	12,724	12,665	21:00	22:43 (1:43)	23:02 (2:02)
49	遠賀郡	芦屋町	11,638	5,661	5,636	21:00	22:17 (1:17)	22:21 (1:21)
50		水巻町	24,076	8,987	8,931	21:00	22:08 (1:08)	22:31 (1:31)
51		岡垣町	26,115	12,373	12,344	21:00	22:35 (1:35)	22:41 (1:41)
52		遠賀町	16,085	7,342	7,294	21:00	22:17 (1:17)	22:31 (1:31)
53	鞍手郡	小竹町	6,909	3,395	3,388	21:00	21:41 (0:41)	21:53 (0:53)
54		鞍手町	14,120	6,767	6,753	21:00	22:31 (1:31)	22:31 (1:31)
55	嘉穂郡	桂川町	11,492	5,089	5,079	21:00	22:29 (1:29)	22:34 (1:34)
56	朝倉郡	筑前町	23,745	6,436		21:00	21:56 (0:56)	
57		東峰村	2,016	1,002		20:00	20:54 (0:54)	
58	三井郡	大刀洗町	12,336	3,728		21:00	21:58 (0:58)	
59	三潞郡	大木町	11,375	3,127		21:00	22:19 (1:19)	
60	八女郡	広川町	15,758	7,952	7,938	21:00	22:18 (1:18)	22:37 (1:37)
61	田川郡	香春町	9,846	4,482	4,456	21:00	22:06 (1:06)	22:26 (1:26)
62		添田町	9,099	4,985	4,979	20:00	21:20 (1:20)	21:31 (1:31)
63		糸田町	7,819	3,884	3,884	21:00	22:28 (1:28)	22:08 (1:08)
64		川崎町	14,869	7,189	7,171	21:00	22:06 (1:06)	22:08 (1:08)
65		大任町	4,467	2,153	2,150	21:30	22:19 (0:49)	22:23 (0:53)
66		赤村	2,815	1,507	1,507	20:00	21:38 (1:38)	21:40 (1:40)
67		福智町	19,653	10,453	10,423	21:00	22:20 (1:20)	22:37 (1:37)
68	京都郡	苅田町	28,339	7,284		21:00	22:26 (1:26)	
69		みやこ町	17,624	5,786		21:00	22:11 (1:11)	
70	築上郡	吉富町	5,481	2,113		21:00	21:47 (0:47)	
71		上毛町	6,424	2,610		21:00	21:30 (0:30)	
72		築上町	16,012	5,527		21:00	21:57 (0:57)	

市計	3,554,464	1,375,227	1,158,331	21:00	0:18 (3:18)	0:56 (3:56)
町村計	529,685	211,479	163,116	20:00	22:53 (2:53)	0:51 (4:51)
県計	4,084,149	1,586,706	1,321,447	20:00	0:18 (4:18)	0:56 (4:56)

13. 法定得票数及び供託金没収点に関する調

○福岡県知事選挙

選挙区名	定数	有効投票数	法定得票数	供託金の没収点
	1	1,545,097	386,274,250	154,509,700

○福岡県議会議員一般選挙

選挙区名	定数	有効投票数	法定得票数	供託金の没収点
北九州市門司区	2	34,568	4,321,000	1,728,400
北九州市小倉北区	3	45,248	3,770,666	1,508,266
北九州市小倉南区	3	60,066	5,005,500	2,002,200
北九州市若松区	2	24,048	3,006,000	1,202,400
★北九州市八幡東区	1			
北九州市八幡西区	4	72,969	4,560,562	1,824,225
北九州市戸畑区	1	14,421	3,605,250	1,442,100
福岡市東区	4	93,759	5,859,937	2,343,975
福岡市博多区	3	57,297	4,774,750	1,909,900
福岡市中央区	3	52,865	4,405,416	1,762,166
福岡市南区	4	80,407	5,025,437	2,010,175
福岡市城南区	2	40,688	5,086,000	2,034,400
福岡市早良区	3	72,049	6,004,083	2,401,633
福岡市西区	3	66,147	5,512,250	2,204,900
大牟田市	2	41,701	5,212,625	2,085,050
久留米市	5	101,814	5,090,700	2,036,280
★直方市	1			
飯塚市・嘉穂郡	2	50,422	6,302,750	2,521,100
田川市	1	22,321	5,580,250	2,232,100
★柳川市	1			
八女市・八女郡	2	35,828	4,478,500	1,791,400
★筑後市	1			
★大川市・三潞郡	1			
行橋市	1	25,409	6,352,250	2,540,900
中間市	1	15,536	3,884,000	1,553,600
★小郡市・三井郡	1			
★筑紫野市	2			
春日市	2	32,880	4,110,000	1,644,000
大野城市	2	29,226	3,653,250	1,461,300
★宗像市	2			
太宰府市	1	25,757	6,439,250	2,575,700
古賀市	1	20,007	5,001,750	2,000,700
★福津市	1			
★うきは市	1			
宮若市・鞍手郡	1	21,546	5,386,500	2,154,600
嘉麻市	1	14,948	3,737,000	1,494,800
★朝倉市・朝倉郡	2			
★みやま市	1			
★糸島市	2			
★筑紫郡	1			
糟屋郡	3	69,195	5,766,250	2,306,500
遠賀郡	2	33,349	4,168,625	1,667,450
田川郡	2	33,649	4,206,125	1,682,450
★京都郡	1			
★築上郡・豊前市	1			

(算出方法)

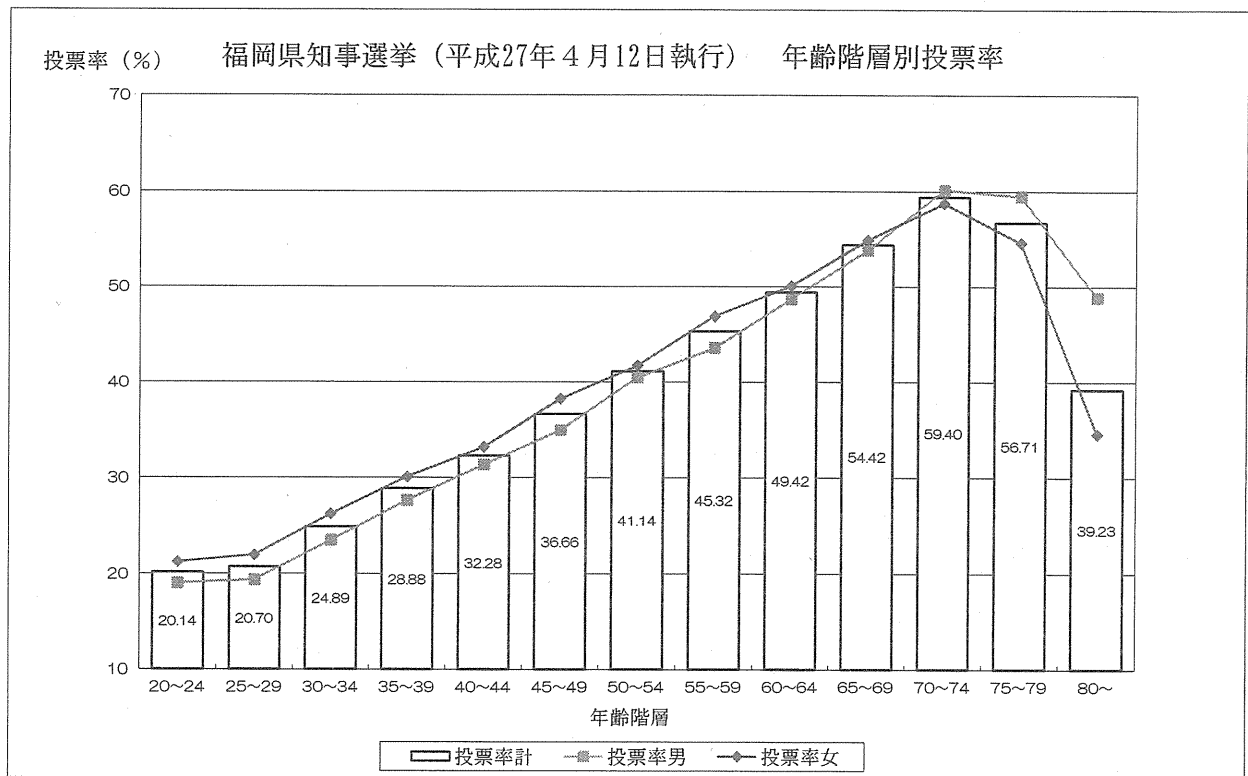
(選挙の種類)	(選挙の種類)		福岡県知事選挙	福岡県議会議員 一般選挙
	(計算式)			
法定得票数	$= \frac{\text{有効投票数}}{\text{定数}} \times$		$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
(法第95条)				
供託金の没収点	$= \frac{\text{有効投票数}}{\text{定数}} \times$		$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$
(法第93条)				

14. 年齢別投票者数調

年齢	有権者数			投票者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
20	1,521	1,546	3,067	320	356	676	21.04%	23.03%	22.04%
21	1,474	1,594	3,068	278	354	632	18.86%	22.21%	20.60%
22	1,456	1,446	2,902	256	290	546	17.58%	20.06%	18.81%
23	1,504	1,535	3,039	274	286	560	18.22%	18.63%	18.43%
24	1,517	1,488	3,005	294	330	624	19.38%	22.18%	20.77%
25	1,564	1,660	3,224	299	317	616	19.12%	19.10%	19.11%
26	1,625	1,653	3,278	318	380	698	19.57%	22.99%	21.29%
27	1,580	1,747	3,327	321	404	725	20.32%	23.13%	21.79%
28	1,810	1,878	3,688	335	408	743	18.51%	21.73%	20.15%
29	1,842	2,001	3,843	357	455	812	19.38%	22.74%	21.13%
30	1,945	2,082	4,027	406	513	919	20.87%	24.64%	22.82%
31	2,022	2,099	4,121	455	536	991	22.50%	25.54%	24.05%
32	2,054	2,111	4,165	467	553	1,020	22.74%	26.20%	24.49%
33	2,163	2,144	4,307	557	567	1,124	25.75%	26.45%	26.10%
34	2,140	2,225	4,365	541	629	1,170	25.28%	28.27%	26.80%
35	2,303	2,268	4,571	592	679	1,271	25.71%	29.94%	27.81%
36	2,261	2,259	4,520	631	661	1,292	27.91%	29.26%	28.58%
37	2,425	2,349	4,774	664	693	1,357	27.38%	29.50%	28.42%
38	2,432	2,406	4,838	689	744	1,433	28.33%	30.92%	29.62%
39	2,496	2,509	5,005	721	773	1,494	28.89%	30.81%	29.85%
40	2,598	2,594	5,192	775	840	1,615	29.83%	32.38%	31.11%
41	2,638	2,692	5,330	783	863	1,646	29.68%	32.06%	30.88%
42	2,595	2,530	5,125	815	874	1,689	31.41%	34.55%	32.96%
43	2,412	2,354	4,766	778	779	1,557	32.26%	33.09%	32.67%
44	2,328	2,326	4,654	792	793	1,585	34.02%	34.09%	34.06%
45	2,143	2,236	4,379	711	793	1,504	33.18%	35.47%	34.35%
46	2,217	2,202	4,419	779	854	1,633	35.14%	38.78%	36.95%
47	2,050	2,252	4,302	696	839	1,535	33.95%	37.26%	35.68%
48	1,743	1,807	3,550	614	718	1,332	35.23%	39.73%	37.52%
49	1,805	2,049	3,854	682	830	1,512	37.78%	40.51%	39.23%
50	1,818	1,923	3,741	692	767	1,459	38.06%	39.89%	39.00%
51	1,791	1,854	3,645	676	744	1,420	37.74%	40.13%	38.96%
52	1,789	1,919	3,708	741	808	1,549	41.42%	42.11%	41.77%
53	1,744	1,916	3,660	770	818	1,588	44.15%	42.69%	43.39%
54	1,816	1,939	3,755	749	849	1,598	41.24%	43.79%	42.56%
55	1,870	2,017	3,887	807	934	1,741	43.16%	46.31%	44.79%
56	1,902	2,083	3,985	804	961	1,765	42.27%	46.14%	44.29%
57	1,793	1,992	3,785	770	948	1,718	42.94%	47.59%	45.39%
58	1,911	2,054	3,965	817	940	1,757	42.75%	45.76%	44.31%
59	1,919	2,116	4,035	896	1,031	1,927	46.69%	48.72%	47.76%
60	2,006	2,060	4,066	923	986	1,909	46.01%	47.86%	46.95%
61	2,229	2,375	4,604	1,113	1,203	2,316	49.93%	50.65%	50.30%
62	2,242	2,477	4,719	1,100	1,261	2,361	49.06%	50.91%	50.03%
63	2,421	2,554	4,975	1,160	1,262	2,422	47.91%	49.41%	48.68%
64	2,565	2,840	5,405	1,286	1,452	2,738	50.14%	51.13%	50.66%
65	2,776	3,058	5,834	1,398	1,580	2,978	50.36%	51.67%	51.05%
66	2,817	3,046	5,863	1,487	1,647	3,134	52.79%	54.07%	53.45%
67	2,685	2,876	5,561	1,471	1,630	3,101	54.79%	56.68%	55.76%
68	2,202	2,429	4,631	1,246	1,370	2,616	56.58%	56.40%	56.49%
69	1,356	1,459	2,815	773	842	1,615	57.01%	57.71%	57.37%
70	1,632	1,964	3,596	973	1,154	2,127	59.62%	58.76%	59.15%
71	1,771	2,132	3,903	1,066	1,236	2,302	60.19%	57.97%	58.98%
72	1,781	2,118	3,899	1,060	1,234	2,294	59.52%	58.26%	58.84%
73	1,785	2,289	4,074	1,095	1,379	2,474	61.34%	60.24%	60.73%
74	1,716	2,079	3,795	1,031	1,217	2,248	60.08%	58.54%	59.24%
75	1,442	1,865	3,307	884	1,055	1,939	61.30%	56.57%	58.63%
76	1,266	1,620	2,886	757	916	1,673	59.79%	56.54%	57.97%
77	1,358	1,882	3,240	807	1,059	1,866	59.43%	56.27%	57.59%
78	1,290	1,776	3,066	768	922	1,690	59.53%	51.91%	55.12%
79	1,171	1,767	2,938	669	917	1,586	57.13%	51.90%	53.98%
80～	8,030	16,719	24,749	3,924	5,785	9,709	48.87%	34.60%	39.23%
合計	125,557	143,240	268,797	48,913	57,018	105,931	38.96%	39.81%	39.41%

これは、県内1,199投票所のうち、各市区町村から平均的な投票所を選んで、その総計を表にしたものである。

年齢	有権者数			投票者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
20～24	7,472	7,609	15,081	1,422	1,616	3,038	19.03%	21.24%	20.14%
25～29	8,421	8,939	17,360	1,630	1,964	3,594	19.36%	21.97%	20.70%
30～34	10,324	10,661	20,985	2,426	2,798	5,224	23.50%	26.25%	24.89%
35～39	11,917	11,791	23,708	3,297	3,550	6,847	27.67%	30.11%	28.88%
40～44	12,571	12,496	25,067	3,943	4,149	8,092	31.37%	33.20%	32.28%
45～49	9,958	10,546	20,504	3,482	4,034	7,516	34.97%	38.25%	36.66%
50～54	8,958	9,551	18,509	3,628	3,986	7,614	40.50%	41.73%	41.14%
55～59	9,395	10,262	19,657	4,094	4,814	8,908	43.58%	46.91%	45.32%
60～64	11,463	12,306	23,769	5,582	6,164	11,746	48.70%	50.09%	49.42%
65～69	11,836	12,868	24,704	6,375	7,069	13,444	53.86%	54.93%	54.42%
70～74	8,685	10,582	19,267	5,225	6,220	11,445	60.16%	58.78%	59.40%
75～79	6,527	8,910	15,437	3,885	4,869	8,754	59.52%	54.65%	56.71%
80～	8,030	16,719	24,749	3,924	5,785	9,709	48.87%	34.60%	39.23%
計	125,557	143,240	268,797	48,913	57,018	105,931	38.96%	39.81%	39.41%



1 5. 福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙 投・開票速報実施要領

1 目的

公職選挙法第6条第2項の規定に基づき、市区町村の選挙管理委員会（以下「市区町村選管」という。）及び報道機関の協力のもとに、選挙人に対して投票及び開票の結果を速報し、選挙に対する関心の高揚を図るとともに、選挙速報の円滑化に資することを目的とする。

2 投・開票速報本部の設置

福岡県知事選挙（以下「知事選挙」という。）及び福岡県議会議員一般選挙（以下「県議選挙」という。）の投票及び開票の速報を実施するため、福岡県庁講堂及び市町村支援課内に「福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙 投・開票速報本部」（以下「速報本部」という。）を設置する。

速報本部は本部長及び本部員若干名をもって構成し、本部長は福岡県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）の委員長を、本部員は県選管の書記をもってこれに充てる。

3 速報本部の投・開票速報事務

市区町村選管の端末から送信された当日有権者見込数、投票結果及び開票結果の報告を、速報本部に設置したサーバで受信し、集計を行い、選挙速報ホームページに掲載することにより、報道機関及び一般県民に対して速報を発表する。

また、報道機関に対して電子メールによる速報の配信を行うとともに、所定の事項については総務省への報告を行う。

速報本部の事務処理体制は、次のとおりとする。

(1) 総務班（配置場所：市町村支援課）

① 総務係

速報本部の連絡・調整、発表資料の確認、総務省に対する報告及び事故等に対する対応の指示等を行う。

② 渉外係

県選管に対する一般県民等からの問い合わせへの対応のほか、他係に属さない渉外事務全般を行う。

(2) 速報班（配置場所：県庁講堂）

① 調整係

速報事務の状況全体を管理し、市区町村選管からの速報システム及び法令に関する質疑等に対応する。

② 受信監視係

速報の受信状況を監視し、受信未了の市区町村選管への連絡等を行う。

③ 代行入力係

福岡市各区及び端末機の障害等でデータの送信が不可能となった市区町村選管に代わって代行入力をするほか、エラーデータ又は正常に着信したデータに修正が必要になった場合の修正入力等を行う。

④ ファックス受信係

データの送信ができない場合等に送られてくるファクシミリを受信し、関係担当者に写しを交付するとともに、その原本を保管する。

⑤ 速報印刷・送信係

各種発表資料の集計・印刷及び発表データのホームページへの公開等を行う。

4 市区町村選管の投・開票速報事務

各投票所及び開票所から報告された速報値を集計し、端末機から速報本部へ送信する（福岡市各区にあっては、端末機を使用せず、速報様式を速報本部へファクシミリにより送信する。）。

速報の事務処理体制は次のとおりとし、本要領及び別に定める「投・開票速報データ送信手順書」に従って速報事務を行うものとする。

(1) 速報集計担当者

① 通常時の速報事務

ア 各投票所及び開票所から報告された速報値を集計・検算し、速報様式を作成する。

イ データ送信開始時刻までに速報様式を端末入力担当者へ回付する。

（福岡市各区にあっては、速報様式をファクシミリで本部に送信する。）

② 機器障害発生等、端末入力担当者によるデータ送信が不可能である場合（代行入力手続）

ア 電話により、直ちに速報本部へ状況を連絡する。

イ 余白に「代行」と大書きした該当の速報様式に必要事項を記入の上、ファクシミリで速報本部に送信する。

③ 報告値に誤りがあった場合（修正入力手続）

ア 電話により、直ちに速報本部へ状況（誤りの内容）を連絡する。

イ 余白に「修正」と大書きした該当の速報様式に必要事項を記入の上、ファクシミリで速報本部に送信する。

ただし、投票終了・開票終了の報告値の誤りである場合には、データの再送信が必要であるため、正しい数値を記入した速報様式を端末入力担当者へ回付し、再度速報データを速報本部に送信させること（データの再送信は、必ず速報本部の指示後に行うこと。）。

(2) 端末入力担当者（福岡市各区については不要）

① 通常時の速報事務

速報集計担当者から速報様式を受領し、端末機に入力し、所定の時刻にデータを送信する。

（速報データの再送信は、速報本部の指示がない限り絶対に行わないこと。）

② 端末によるデータ送信が不能と判断される場合（代行入力手続）

直ちに速報集計担当者に報告事務を引き継ぎ、代行入力の手続をとること。

（不具合の原因究明に時間を費やすあまり、速報が遅れることがないようにすること。）

5 各速報の報告基準時刻、送信開始時刻及び発表時刻

各市区町村選管からの報告基準時刻、データ送信開始時刻及び速報本部における発表時刻は、次のとおりとする。

(1) 当日有権者見込数速報（4月11日（土））

知事選挙について速報を行うこと。

報告基準時刻	データ送信時刻	発表時刻
10時00分	9時50分～10時00分	14時00分

(2) 投票速報（4月12日（日））

知事選挙及び県議選挙のそれぞれについて速報を行うこと。

ただし、投票の中間報告は、知事選挙についてのみ行うこと（県議選挙は不要。）。

なお、中間第1回では、期日前投票者数についても速報を行うこと。

回数	投票速報基準時刻	データ送信時刻	発表時刻
1	10時00分	9時50分～10時00分	11時00分
2	11時00分	10時50分～11時00分	12時00分
3	14時00分	13時50分～14時00分	15時00分
4	16時00分	15時50分～16時00分	17時00分
5	18時00分	17時50分～18時00分	19時00分
6	19時30分	19時20分～19時30分	20時30分
7	結了	結了次第	結了報告集計後直ちに

(3) 開票速報（4月12日（日）～4月13日（月））

① 知事選挙 全市区町村とも即日開票とする。

回数	開票速報基準時刻	データ送信時刻	発表時刻
1	21時00分	20時50分～21時00分	22時00分
2	22時00分	21時50分～22時00分	23時00分
3～	(以後30分ごと)	(以後30分ごと)	(以後30分ごと)
n	結了	結了次第	結了報告集計後直ちに

② 県議選挙 全市区町村とも即日開票とする。

回数	開票速報基準時刻	データ送信時刻	発表時刻
1	21時00分	20時50分～21時00分	22時00分
2	22時00分	21時50分～22時00分	23時00分
3	(以後1時間ごと)	(以後1時間ごと)	(以後1時間ごと)
n	結了	結了次第	結了報告集計後直ちに

6 速報の統一

5に掲げた事項に関する速報の発表については、速報本部において一括して行うが、市区町村選管は、速報本部への報告を行った後であれば、その内容を独自に公表して構わない。

また、5に掲げていない事項について公表することも自由である。

7 速報本部会場の規制

速報の実施中は、速報本部の会場への関係者以外の立入りを制限する。

8 開票結果の報告

以下の要領で開票結果報告の受領及び審査を行う。

(1) 速報本部の結果検収事務

市区町村選管の提出書類を受領し、計数を点検するとともに、内容を審査する。

結果検収の事務処理体制は、次のとおりとする。

① 計数点検係

提出書類と速報資料との数値の突合等を行う。

② 内容審査係

提出書類の記載が正しくなされているか、内容を審査する。

(2) 市区町村選管（開票管理者）の結果報告

定められた提出書類を知事選挙、県議選挙ごとに整え、以下の要領で速報本部へ提出する。
提出書類の内容は、速報と不一致が生じないように留意すること。

また、質疑に対して十分回答できる職員を派遣すること。

① 検収日程

期 日	時間帯	備考
平成27年 4月13日 (月)	10:00 ～12:00	筑紫郡、糟屋郡、鞍手郡、嘉穂郡、八女郡の町 (12町)
	13:00 ～15:00	三潞郡、田川郡、京都郡、築上郡の町村 (13町村)
	15:00 ～17:00	遠賀郡、朝倉郡、三井郡の町村 (7町村)
平成27年 4月14日 (火)	13:00 ～15:30	北九州市各区、各市（田川市を除く。） (32市区)
	15:30 ～17:00	福岡市各区、田川市 (8市区)

② 検収会場

福岡県庁講堂（3階）

③ 提出書類

ア 知事選挙

- ・送付書 (様式番号16)
- ・開票録の写し (様式番号15)
- ・候補者得票調（開票結果速報） (様式番号13)
- ・投票者調（投票結果速報） (様式番号7)

イ 県議選挙（町村）

- ・送付書の写し (様式番号16-2)
- ・開票録の写し (様式番号15-2)
- ・候補者得票調（開票結果速報）の写し (様式番号13-2)
- ・投票者調（投票結果速報）の写し (様式番号7-2)

※無投票の場合は提出不要

ウ 県議選挙（各地方書記室）

- ・送付書
- ・選挙録(原本)
- ・候補者届出書類(受理起案用紙、審査表を含む。)
- ・候補者の被選挙権に関する調
- ・開票結果に関する調 (※)
- ・投・開票結果調 (※)

※事務合同・無投票の場合は提出不要

福岡県知事及び福岡県議会議員一般選挙 投・開票速報本部事務分担表

1 投・開票速報事務

(1) 総務班

総括	1名	末弘書記長
総務係	3名	荻原補佐、瀬頭係長、片島
渉外係	3名	石橋、堀田、高濱

※総務係の目検は、投票は瀬頭係長、開票は荻原補佐を主担当とする。

人口規模の類似団体と比較して、突出して多い（又は少ない）値やマイナス値等が出ていないかを把握する。

(2) 速報班

調整係	6名	古閑副書記長※①、宮寄係長※②、野崎係長、澤渡、稲富、安川※②
受信監視係	5→4名	天野係長、蓮尾、瀬口、藤岡、佐藤※③
代行入力係	6→7名	藤野係長、高井良係長、中村、秦、岩橋、土斐崎、佐藤※③
ファックス・プリンター受信係	2名	内田、中牟田
速報印刷・送信係	2名	岡部、吉積

※① 古閑副書記長は、3階の進捗状況の把握及び出力帳票の目検を担当する。

※② 宮寄係長及び安川主任主事は、事務全般に従事する。

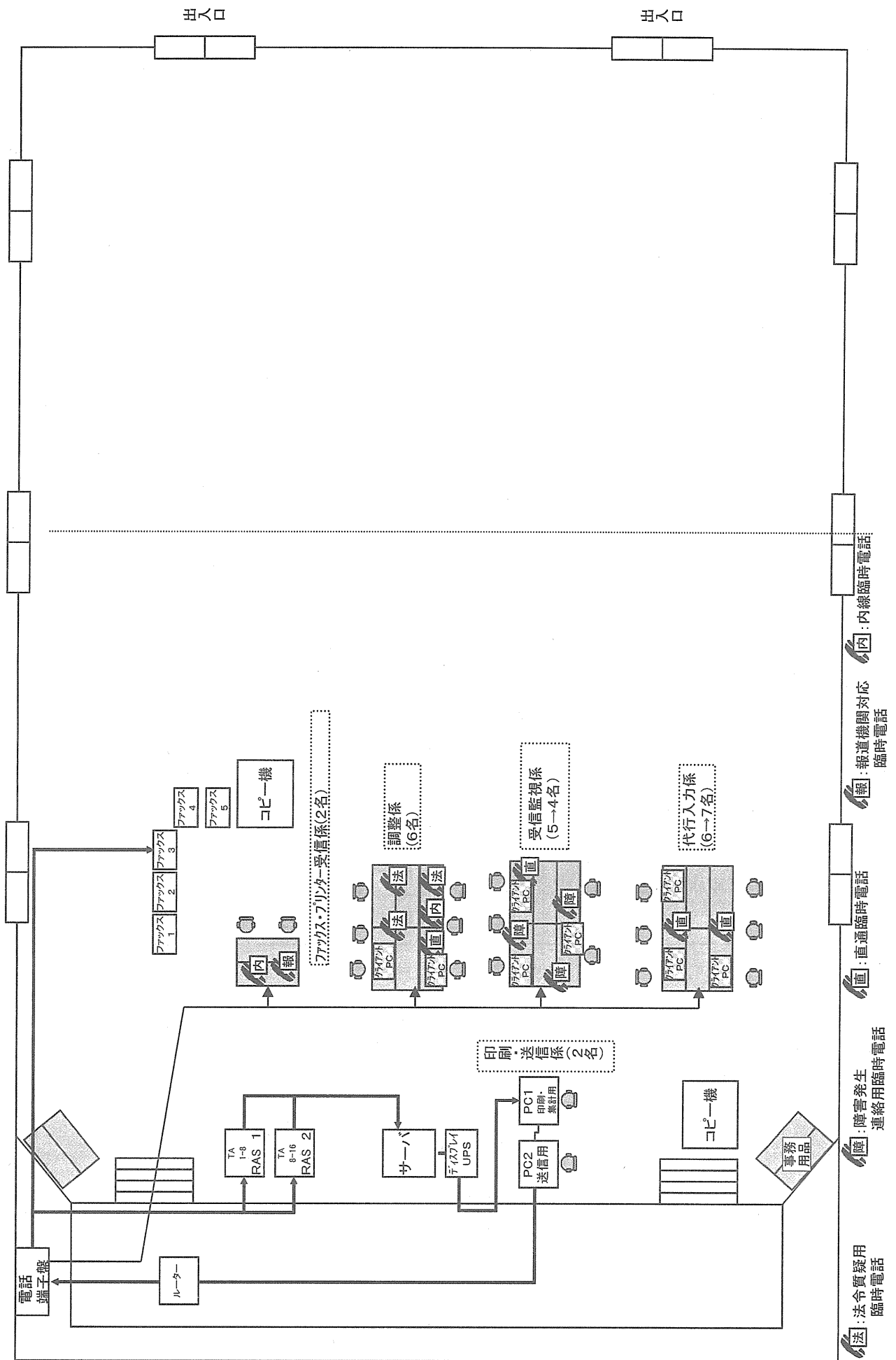
※③ 佐藤主査は、業務量に応じ、受信監視係の業務を行う。

※速報班については、業務量の増減に応じて適宜、他の係を手伝うこととする。

2 開票結果報告審査検収事務

計 数 点 検 係	4月13日 (月)	知事 (7名)	丸林、服部、田中、定講、松崎、村田、藤
		県議 (5名)	木下、安武、嶋田、有光、渡邊
	4月14日 (火)	知事 (6名)	藤岡、岩橋、吉積、丸島、田中、村田
内容審査係(5名)		澤渡、稲富、高濱、岡部、安川	

○福岡県知事選挙・福岡県議会議員一般選挙 投・開票速報本部 (速報班) 配置図 (県庁3階講堂)



16. 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律及び同法施行令

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(平成二十六年十一月二十七日)

(法律第百二十五号)

(選挙期日)

第一条 平成二十七年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十四条の二第二項又は第三項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては平成二十七年四月十二日、指定都市以外の市、町村及び特別区(以下「市区町村」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十六日とする。

2 平成二十七年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の選挙管理委員会にあつては同年一月十一日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月二十五日までに、その旨を告示しなければならない。

3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。)について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成二十七年四月一日以後にかか

り、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長(当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされているものを除く。)について、選挙を行うべき事由が生じた場合(同法第一百七十七条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。)において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成二十七年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙 平成二十七年三月二十六日
- 二 指定都市の長の選挙 平成二十七年三月二十九日
- 三 都道府県等の議会の議員の選挙 平成二十七年四月三日
- 四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成二十七年四月十九日
- 五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成二十七年四月二十一日

(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)

第三条 公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成二十七年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しない。

(同時選挙)

第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。

3 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)第十四条第一項の規定により公職選挙法第十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

(重複立候補の禁止)

第五条 第一条の規定により平成二十七年四月十二日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について、同条の規定により同月二十六日に行われる選挙又は公職選挙法第三十三条の二第二項(同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第一項第二号(同法第四十六条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第六十八条第三項第二号、第八十六条第九項第三号、第八十六条の二第七項第二号(同法第八十六条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、及び第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(寄附等の禁止期間)

第六条 第一条第二項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第百九十九条の二及び第百九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第百九十九条の二第一項に規定する期間及び同法第百九十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

1 平成二十七年三月一日から同月三十日まで間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

2 平成二十七年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十日に当たる日又は同年一月二十五日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十日に当たる日又は同年一月二十五日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。))の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

3 平成二十七年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十日に当たる日又は同年一月二十五日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十日に当たる日又は同年一月二十五日のいずれか早い日において、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。))の長の任期満了による選挙に限る。)

2 前項第二号に係る部分に限る。)の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十五日」とあるのは、「同年一月十一日」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

(平成二十六年十一月二十七日)

(政令第三百七十七号)

(選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い)

第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(以下「法」という。)第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>公職選挙法(昭和二十五年法律第百二十二号)第二十二項</p>	<p>当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十六年法律第百二十五号)第一条の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第二条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日(以下この項及び次条第一項において「告示日」という。)の前日現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、選挙の期日現任)により告示日の前日に</p>
<p>公職選挙法第二十三条第一項</p>	<p>当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙について</p>	<p>告示日に</p>

<p>公職選挙法第四十六条の二及び第八十六條の四第七項</p>	<p>は、中央選挙管理会)が定める期間</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日</p>
<p>公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第一号</p>	<p>その任期が終わる日の</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十六年法律第百二十五号)第一条第一項に規定する選挙の期日</p>
<p>公職選挙法施行令第四十九条の二第一項ただし書及び第七条の三</p>	<p>法第三十三条第五項(法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条第六項又は第九十九条第三項の規定により告示した期日</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日</p>

(署名収集の禁止期間の取扱い)

第二条 法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第九十二条第五項第一号(同令第九十九条、第一百条、第一百十条、第一百六条、第一百二十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三條の二、第二百十四條の二、第二百十五條の二、第二百十六條の三及び第二百十七條の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百二十一号)第三条第一項において準用する場合を含む。)及び市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第二条第四項(同令第十四条(同令第二十九条において準用する場合を含む。))及び第二十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第六十八号)第一条第二項に規定する選挙の期日とする。

第三条 前条の規定は、次に掲げる法第一条第一項に規定する市区町村(以下この項及び第五条において「市区町村」という。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 平成二十七年三月一日から同月三十日まで
の間に任期が満了することとなる市区町村の
議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成二十七年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月二十四日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了による選挙について法第一条第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

三 平成二十七年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月二十四日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について法第一条第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。)の長の任期満了による選挙に限る。)

2 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、法第一条第二項に規定する都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年二月二十四日」とあるのは、「同年二月十日」と読み替えるものとする。

(同時選挙に関する規定の取扱い)

第四条 公職選挙法第二百十条第三項及び第二百十一条の規定は、法第四条第二項の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この

条及び次条において「指定都市」という。)の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しない。

(法第一条第二項後段の規定による告示をした場合の取扱い)

第五条 指定都市及び市区町村の選挙管理委員会 は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合においては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。